

# 用地関係積算要領

## 新旧対照表

令和3年版  
(令和3年9月)

## 土地調査測量積算要領 新旧対照表

令和3年版（令和3年9月）

改正案 (略)	現 行 (略)
<p>2 業務費の内容</p> <p>(1) 調査測量業務価格</p> <p>ア 直接調査測量費</p> <p>直接調査測量費は、次の項目について計上する。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 直接経費</p> <p>(a) 旅費交通費</p> <p>土地調査測量業務を実施するために要する交通、滞在等の費用であり、宿泊、滞在を伴わない業務の場合の旅費交通費の積算にあたっては、(a)－1を原則適用し、宿泊、滞在を伴う業務の場合は、(a)－2を原則適用する。ただし、現地条件等により、(a)－1、(a)－2によりがたい _____ _____ 場合は、 _____ (a)－3を適用する。</p> <p>(a)－1 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴わない業務の場合）</p> <p>業務の直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算すること。</p> <p>往復旅行時間にかかる直接人件費は積算上含まれているため、別途計上しない。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>同一業務の中で、複数業務の積算を行う場合は、それぞれの業務の率を用い</p>	<p>2 業務費の内容</p> <p>(1) 調査測量業務価格</p> <p>ア 直接調査測量費</p> <p>直接調査測量費は、次の項目について計上する。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 直接経費</p> <p>(a) 旅費交通費</p> <p>土地調査測量業務を実施するために要する交通、滞在等の費用であり、宿泊、滞在を伴わない業務の場合の旅費交通費の積算にあたっては、(a)－1を原則適用し、宿泊、滞在を伴う業務の場合は、(a)－2を原則適用する。ただし、現地条件等により、(a)－1、(a)－2によりがたい <u>事象の発生や業務の設計変更が生じた場合は、当初設計分も含めて</u> (a)－3を適用する。</p> <p>(a)－1 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴わない業務の場合）</p> <p>業務の直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算すること。</p> <p>往復旅行時間にかかる直接人件費は積算上含まれているため、別途計上しない。</p> <p><u>設計変更により業務が適用対象外となった場合、当初設計分も含め(a)－3を適用する。</u></p> <p>同一業務の中で、複数業務の積算を行う場合は、それぞれの業務の率を用い</p>

## 土地調査測量積算要領 新旧対照表

令和3年版（令和3年9月）

改 正 案	現 行																
<p>て算出すること。</p> <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">旅費交通費</td> <td style="text-align: center;">旅費交通費の上限（千円）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">直接人件費の0.56%</td> <td style="text-align: center;">230</td> </tr> </table> <p>(注) 旅費交通費の率は、打合せ、関係機関協議 <u>にかかる費用を含んでいる。</u>                      現地作業での連絡車（ライトバン）運転にかかる機械経費及び材料費は、標準歩掛の機械経費及び材料費に含まれているため、別途計上しない。</p> <p>(a)－2 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴う業務の場合）</p> <p>① 率を用いた積算</p> <p>業務の直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算すること。</p> <p>往復旅行時間にかかる直接人件費は含まれていないため、別途計上する。</p> <hr style="border: 1px solid red;"/> <p>同一業務の中で、複数業務の積算を行う場合は、それぞれの業務の率を用いて算出すること。</p> <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">旅費交通費</td> <td style="text-align: center;">旅費交通費の上限（千円）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">直接人件費の0.83%</td> <td style="text-align: center;">313</td> </tr> </table> <p>(注) 旅費交通費の率は、打合せ、関係機関協議 <u>にかかる費用を含んでいる。</u>                      現地作業での連絡車（ライトバン）運転にかかる機械経費及び材料費は、標準歩掛の機械経費及び材料費に含まれているため、別途計上しない。</p>	旅費交通費	旅費交通費の上限（千円）	直接人件費の0.56%	230	旅費交通費	旅費交通費の上限（千円）	直接人件費の0.83%	313	<p>て算出すること。</p> <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">旅費交通費</td> <td style="text-align: center;">旅費交通費の上限（千円）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">直接人件費の0.56%</td> <td style="text-align: center;">230</td> </tr> </table> <p>(注) 旅費交通費の率は、打合せ、関係機関協議 <u>の費用とする。</u>                      現地作業での連絡車（ライトバン）運転にかかる機械経費及び材料費は、標準歩掛の機械経費及び材料費に含まれているため、別途計上しない。</p> <p>(a)－2 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴う業務の場合）</p> <p>① 率を用いた積算</p> <p>業務の直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算すること。</p> <p>往復旅行時間にかかる直接人件費は含まれていないため、別途計上する。</p> <p><u>設計変更により業務が適用対象外となった場合、当初設計分も含め(a)－3を適用する。</u></p> <p>同一業務の中で、複数業務の積算を行う場合は、それぞれの業務の率を用いて算出すること。</p> <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">旅費交通費</td> <td style="text-align: center;">旅費交通費の上限（千円）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">直接人件費の0.83%</td> <td style="text-align: center;">313</td> </tr> </table> <p>(注) 旅費交通費の率は、打合せ、関係機関協議 <u>の費用とする。</u>                      現地作業での連絡車（ライトバン）運転にかかる機械経費及び材料費は、標準歩掛の機械経費及び材料費に含まれているため、別途計上しない。</p>	旅費交通費	旅費交通費の上限（千円）	直接人件費の0.56%	230	旅費交通費	旅費交通費の上限（千円）	直接人件費の0.83%	313
旅費交通費	旅費交通費の上限（千円）																
直接人件費の0.56%	230																
旅費交通費	旅費交通費の上限（千円）																
直接人件費の0.83%	313																
旅費交通費	旅費交通費の上限（千円）																
直接人件費の0.56%	230																
旅費交通費	旅費交通費の上限（千円）																
直接人件費の0.83%	313																

## 土地調査測量積算要領 新旧対照表

令和3年版（令和3年9月）

改 正 案	現 行				
<p>② 率を用いた場合の日当・宿泊料の積算</p> <p>業務に対して定められた係数（下記表を参照）に延べ宿泊日数及び滞在日数を乗じた額を、日当・宿泊料として積算すること。</p> <p>往復旅行時間にかかる直接人件費については、別途計上する。</p> <hr style="border: 1px solid red; margin: 10px 0;"/> <p>同一業務の中で、複数業務の積算を行う場合は、それぞれの業務の率を用いて算出すること。</p> <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 5px;">日当・宿泊料（千円）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">7.3X</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">X：延べ宿泊日数及び滞在日数 <span style="color: red;">（休日補正日数は除く）</span></p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>ウ 一般管理費等</p> <p>一般管理費は、一般管理費及び付加利益による。</p> <p>(7) 一般管理費</p> <p>一般管理費は、当該調査測量業務を実施する企業の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、公租公課、保険料、<span style="color: red;">雑費</span>等を含む。</p>	日当・宿泊料（千円）	7.3X	<p>② 率を用いた場合の日当・宿泊料の積算</p> <p>業務に対して定められた係数（下記表を参照）に延べ宿泊日数及び滞在日数を乗じた額を、日当・宿泊料として積算すること。</p> <p>往復旅行時間にかかる直接人件費については、別途計上する。</p> <p style="color: red;">設計変更により業務が適用対象外となった場合、当初設計分も含め(a)－3を適用する。</p> <p>同一業務の中で、複数業務の積算を行う場合は、それぞれの業務の率を用いて算出すること。</p> <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 5px;">日当・宿泊料（千円）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">7.3X</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">X：延べ宿泊日数及び滞在日数 _____</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>ウ 一般管理費等</p> <p>一般管理費は、一般管理費及び付加利益による。</p> <p>(7) 一般管理費</p> <p>一般管理費は、当該調査測量業務を実施する企業の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、公租公課、保険料、<span style="color: red;">雑品</span>等を含む。</p>	日当・宿泊料（千円）	7.3X
日当・宿泊料（千円）					
7.3X					
日当・宿泊料（千円）					
7.3X					

## 土地調査測量積算要領 新旧対照表

令和3年版（令和3年9月）

改 正 案	現 行																																																
<p>(イ) 付加利益</p> <p>付加利益は、当該調査測量業務を実施する企業を <u>継続的に</u> 運営するのに要する費用であつて、法人税、地方税、株主配当金、内部<u>留保</u>金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含む。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>3 業務費の算出</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 安全費の積算</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>安全費率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">地域区分 場所</th> <th style="width: 15%;">①</th> <th style="width: 15%;">②</th> <th style="width: 15%;">③</th> <th style="width: 15%;">④</th> <th style="width: 15%;"></th> </tr> <tr> <th></th> <th>大市街地</th> <th>市街地甲</th> <th colspan="2">市街地乙・都市近郊</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄道・道路上</td> <td>4.0%</td> <td>3.5%</td> <td colspan="2">3.0%</td> <td>2.5%</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td colspan="5">上記数値内で危険度に応じて計上することができる。</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 地域が複数となる場合は、地域毎の区間（距離）を重量とし、加重平均により率を <u>小数第1位（小数第2位を四捨五入）</u> まで算出する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	地域区分 場所	①	②	③	④			大市街地	市街地甲	市街地乙・都市近郊		その他	鉄道・道路上	4.0%	3.5%	3.0%		2.5%	そ の 他	上記数値内で危険度に応じて計上することができる。					<p>(イ) 付加利益</p> <p>付加利益は、当該調査測量業務を実施する企業を <u>継続的に</u> 運営するのに要する費用であつて、法人税、地方税、株主配当金、内部<u>保留</u>金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含む。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>3 業務費の算出</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 安全費の積算</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>安全費率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">地域区分 場所</th> <th style="width: 15%;">①</th> <th style="width: 15%;">②</th> <th style="width: 15%;">③</th> <th style="width: 15%;">④</th> <th style="width: 15%;"></th> </tr> <tr> <th></th> <th>大市街地</th> <th>市街地甲</th> <th colspan="2">市街地乙・都市近郊</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄道・道路上</td> <td>4.0%</td> <td>3.5%</td> <td colspan="2">3.0%</td> <td>2.5%</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td colspan="5">上記数値内で危険度に応じて計上することができる。</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 地域が複数となる場合は、地域毎の区間（距離）を重量とし、加重平均により率を _____ 算出する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	地域区分 場所	①	②	③	④			大市街地	市街地甲	市街地乙・都市近郊		その他	鉄道・道路上	4.0%	3.5%	3.0%		2.5%	そ の 他	上記数値内で危険度に応じて計上することができる。				
地域区分 場所	①	②	③	④																																													
	大市街地	市街地甲	市街地乙・都市近郊		その他																																												
鉄道・道路上	4.0%	3.5%	3.0%		2.5%																																												
そ の 他	上記数値内で危険度に応じて計上することができる。																																																
地域区分 場所	①	②	③	④																																													
	大市街地	市街地甲	市街地乙・都市近郊		その他																																												
鉄道・道路上	4.0%	3.5%	3.0%		2.5%																																												
そ の 他	上記数値内で危険度に応じて計上することができる。																																																

## 土地調査測量積算要領 新旧対照表

令和3年版（令和3年9月）

改 正 案				現 行					
(3) 現地踏査 (1業務当たり)				(3) 現地踏査 (1業務当たり)					
区 分	人 員			標準業務 期 間	区 分	人 員			標準業務 期 間
	測量主任技師	測量技師	測量技師補			測量主任技師	測量技師	測量技師補	
外 業	1.0	1.0	1.0	1.0 日	外 業	1.0	1.0	1.0	1.0 日
<p>(注1) 復元測量を単独発注する場合は、計上しない。</p> <p>(注2) 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。</p>				<p>(注1) 復元測量を単独発注する場合は、計上しない。</p> <p>(注2) 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。</p>					
各費目の直接人件費に対する割合				各費目の直接人件費に対する割合					
費 目	割 合	費 目	割 合	費 目	割 合	費 目	割 合		
機械経費	<u>1.5 %</u>	材 料 費	<u>4.0 %</u>	機械経費	<u>1.0 %</u>	材 料 費	<u>4.5 %</u>		
(略)				(略)					

## 土地調査測量積算要領 新旧対照表

令和3年版（令和3年9月）

改 正 案				現 行																											
(5) 地積測量図転写（地積測量図のみの転写）（10,000㎡当たり）				(5) 地積測量図転写（地積測量図のみの転写）（10,000㎡当たり）																											
区 分	人 員		標準業務 期 間	区 分	人 員		標準業務 期 間																								
	測量技師補	測量助手			測量技師補	測量助手																									
外 業	0.4	0.4	0.4 日	外 業	0.4	0.4	0.4 日																								
内 業	0.2	0.3	0.3 日	内 業	0.2	0.3	0.3 日																								
(注) 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。				(注) 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">各費目の直接人件費に対する割合</th> </tr> <tr> <th style="width: 25%;">費 目</th> <th style="width: 25%;">割 合</th> <th style="width: 25%;">費 目</th> <th style="width: 25%;">割 合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">機械経費</td> <td style="text-align: center;"><u>1.5 %</u></td> <td style="text-align: center;">材 料 費</td> <td style="text-align: center;">0.5 %</td> </tr> </tbody> </table>				各費目の直接人件費に対する割合				費 目	割 合	費 目	割 合	機械経費	<u>1.5 %</u>	材 料 費	0.5 %	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">各費目の直接人件費に対する割合</th> </tr> <tr> <th style="width: 25%;">費 目</th> <th style="width: 25%;">割 合</th> <th style="width: 25%;">費 目</th> <th style="width: 25%;">割 合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">機械経費</td> <td style="text-align: center;"><u>1.0 %</u></td> <td style="text-align: center;">材 料 費</td> <td style="text-align: center;">0.5 %</td> </tr> </tbody> </table>				各費目の直接人件費に対する割合				費 目	割 合	費 目	割 合	機械経費	<u>1.0 %</u>	材 料 費	0.5 %
各費目の直接人件費に対する割合																															
費 目	割 合	費 目	割 合																												
機械経費	<u>1.5 %</u>	材 料 費	0.5 %																												
各費目の直接人件費に対する割合																															
費 目	割 合	費 目	割 合																												
機械経費	<u>1.0 %</u>	材 料 費	0.5 %																												
(略)				(略)																											

## 土地調査測量積算要領 新旧対照表

令和3年版（令和3年9月）

改 正 案				現 行			
(8) 権利者確認調査（当初） <span style="float: right;">(10,000㎡当たり)</span>				(8) 権利者確認調査（当初） <span style="float: right;">(10,000㎡当たり)</span>			
区 分	人 員		標準業務 期 間	区 分	人 員		標準業務 期 間
	測量技師補	測量助手			測量技師補	測量助手	
外 業	0.2	0.2	0.2 日	外 業	0.2	0.2	0.2 日
内 業	0.7	0.7	0.7 日	内 業	0.7	0.7	0.7 日
<p>(注1) 権利者確認調査（当初）とは、登記名義人の所在の特定（相続が発生している場合には相続人の有無の確認まで）を行うもの<u>で</u> <u>ある</u>。</p> <p>(注2) 村落共有地等の調査には適用しない。</p> <p>(注3) 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>				<p>(注1) 権利者確認調査（当初）とは、登記名義人の所在の特定（相続が発生している場合には相続人の有無の確認まで）を行うもの<u>と</u> <u>する</u>。</p> <p>(注2) 村落共有地等の調査には適用しない。</p> <p>(注3) 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>			



土地調査測量積算要領 新旧対照表

令和3年版(令和3年9月)

改 正 案					現 行						
(11) 復元測量 (10,000㎡当たり)					(11) 復元測量 (10,000㎡当たり)						
区 分	人 員				標準業務 期 間	区 分	人 員				標準業務 期 間
	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員			測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	
外 業	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7 日	外 業	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7 日
内 業	0.5	0.5	0.5	—	0.5 日	内 業	0.5	0.5	0.5	—	0.5 日
(注) 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。						(注) 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。					
各費目の直接人件費に対する割合				各費目の直接人件費に対する割合							
費 目	割 合	費 目	割 合	費 目	割 合	費 目	割 合	費 目	割 合		
機械経費	<u>3.0 %</u>	材 料 費	3.5 %	機械経費	<u>2.5 %</u>	材 料 費	3.5 %				
※ 材料費には、木杭又はプラスチック杭(4.5cm×4.5cm×45cm、34本)が含まれる。				※ 材料費には、木杭又はプラスチック杭(4.5cm×4.5cm×45cm、34本)が含まれる。							
(略)				(略)							

## 土地調査測量積算要領 新旧対照表

令和3年版（令和3年9月）

改 正 案	現 行																																																																				
<p>(14) 補助基準点の設置 (10,000㎡当たり)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="4">人 員</th> <th rowspan="2">標準業務 期 間</th> </tr> <tr> <th>測量技師</th> <th>測量技師補</th> <th>測量助手</th> <th>測量補助員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外 業</td> <td>0.8</td> <td>0.8</td> <td>0.8</td> <td>0.8</td> <td>0.8 日</td> </tr> <tr> <td>内 業</td> <td>0.4</td> <td>0.4</td> <td>0.4</td> <td>—</td> <td>0.4 日</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 10,000㎡当たり標準補助基準点は5点とする。                      (注2) 基準点測量又は工事用多角測量により設置された基準点及び中心線測量（法線測量）により設置された中心杭（法線杭）が存する場合は、適正に補正すること。                      (注3) 支障となる物件がない平坦地を測量する場合には、補助基準点を設置しない。                      (注4) 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="4">各費目の直接人件費に対する割合</th> </tr> <tr> <th>費 目</th> <th>割 合</th> <th>費 目</th> <th>割 合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械経費</td> <td style="color: red;">2.5 %</td> <td>材 料 費</td> <td>3.5 %</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 材料費には、木杭又はプラスチック杭（6.0cm×6.0cm×60cm、10本）が含まれる。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	区 分	人 員				標準業務 期 間	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	外 業	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8 日	内 業	0.4	0.4	0.4	—	0.4 日	各費目の直接人件費に対する割合				費 目	割 合	費 目	割 合	機械経費	2.5 %	材 料 費	3.5 %	<p>(14) 補助基準点の設置 (10,000㎡当たり)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="4">人 員</th> <th rowspan="2">標準業務 期 間</th> </tr> <tr> <th>測量技師</th> <th>測量技師補</th> <th>測量助手</th> <th>測量補助員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外 業</td> <td>0.8</td> <td>0.8</td> <td>0.8</td> <td>0.8</td> <td>0.8 日</td> </tr> <tr> <td>内 業</td> <td>0.4</td> <td>0.4</td> <td>0.4</td> <td>—</td> <td>0.4 日</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 10,000㎡当たり標準補助基準点は5点とする。                      (注2) 基準点測量又は工事用多角測量により設置された基準点及び中心線測量（法線測量）により設置された中心杭（法線杭）が存する場合は、適正に補正すること。                      (注3) 支障となる物件がない平坦地を測量する場合には、補助基準点を設置しない。                      (注4) 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="4">各費目の直接人件費に対する割合</th> </tr> <tr> <th>費 目</th> <th>割 合</th> <th>費 目</th> <th>割 合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械経費</td> <td style="color: red;">2.0 %</td> <td>材 料 費</td> <td>3.5 %</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 材料費には、木杭又はプラスチック杭（6.0cm×6.0cm×60cm、10本）が含まれる。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	区 分	人 員				標準業務 期 間	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	外 業	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8 日	内 業	0.4	0.4	0.4	—	0.4 日	各費目の直接人件費に対する割合				費 目	割 合	費 目	割 合	機械経費	2.0 %	材 料 費	3.5 %
区 分		人 員					標準業務 期 間																																																														
	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員																																																																	
外 業	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8 日																																																																
内 業	0.4	0.4	0.4	—	0.4 日																																																																
各費目の直接人件費に対する割合																																																																					
費 目	割 合	費 目	割 合																																																																		
機械経費	2.5 %	材 料 費	3.5 %																																																																		
区 分	人 員				標準業務 期 間																																																																
	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員																																																																	
外 業	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8 日																																																																
内 業	0.4	0.4	0.4	—	0.4 日																																																																
各費目の直接人件費に対する割合																																																																					
費 目	割 合	費 目	割 合																																																																		
機械経費	2.0 %	材 料 費	3.5 %																																																																		

## 土地調査測量積算要領 新旧対照表

令和3年版（令和3年9月）

改 正 案					現 行						
(15) 境界測量 (10,000㎡当たり)					(15) 境界測量 (10,000㎡当たり)						
区 分	人 員				標準業務 期 間	区 分	人 員				標準業務 期 間
	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員			測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	
外 業	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4 日	外 業	1.4	1.4	1.4	1.4 日	
内 業	0.7	0.7	0.7	—	0.7 日	内 業	0.7	0.7	0.7	—	0.7 日
<p>(注1) 現況測量を除く。</p> <p>(注2) 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。</p>					<p>(注1) 現況測量を除く。</p> <p>(注2) 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。</p>						
各費目の直接人件費に対する割合				各費目の直接人件費に対する割合							
費 目	割 合	費 目	割 合	費 目	割 合	費 目	割 合				
機械経費	2.5 %	材 料 費	2.5 %	機械経費	2.0 %	材 料 費	2.5 %				
(略)				(略)							

## 土地調査測量積算要領 新旧対照表

令和3年版（令和3年9月）

改 正 案					現 行				
(17) 用地境界杭設置 (10本当たり)					(17) 用地境界杭設置 (10本当たり)				
区 分	人 員			標準業務 期 間	区 分	人 員			標準業務 期 間
	測量技師補	測量助手	測量補助員			測量技師補	測量助手	測量補助員	
外 業	1.2	1.2	1.2	1.2 日	外 業	1.2	1.2	1.2	1.2 日
内 業	0.5	0.5	—	0.5 日	内 業	0.5	0.5	—	0.5 日
<p>(注) 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。</p>					<p>(注) 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。</p>				
各費目の直接人件費に対する割合				各費目の直接人件費に対する割合					
費 目	割 合	費 目	割 合	費 目	割 合	費 目	割 合		
機械経費	<u>4.0 %</u>	材 料 費	19.0 %	機械経費	<u>3.5 %</u>	材 料 費	19.0 %		
<p>※ 材料費には、コンクリート杭又はプラスチック杭（12cm×12cm×90cm、9cm×9cm×90cm、10本）が含まれる。</p>					<p>※ 材料費には、コンクリート杭又はプラスチック杭（12cm×12cm×90cm、9cm×9cm×90cm、10本）が含まれる。</p>				
(略)					(略)				

## 土地調査測量積算要領 新旧対照表

令和3年版（令和3年9月）

改 正 案					現 行				
(18) 境界点間測量 (10,000㎡当たり)					(18) 境界点間測量 (10,000㎡当たり)				
区 分	人 員			標準業務 期 間	区 分	人 員			標準業務 期 間
	測量技師	測量技師補	測量助手			測量技師	測量技師補	測量助手	
外 業	1.2	1.2	1.2	1.2 日	外 業	1.2	1.2	1.2	1.2 日
内 業	0.2	0.4	0.4	0.3 日	内 業	0.2	0.4	0.4	0.3 日
<p>(注) 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。</p>					<p>(注) 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。</p>				
各費目の直接人件費に対する割合				各費目の直接人件費に対する割合					
費 目	割 合	費 目	割 合	費 目	割 合	費 目	割 合		
機械経費	<u>3.5 %</u>	材 料 費	3.5 %	機械経費	<u>3.0 %</u>	材 料 費	3.5 %		
(略)				(略)					

## 土地調査測量積算要領 新旧対照表

令和3年版（令和3年9月）

改 正 案					現 行				
(20) 用地実測図原図作成 (10,000㎡当たり)					(20) 用地実測図原図作成 (10,000㎡当たり)				
区 分	人 員			標準業務 期 間	区 分	人 員			標準業務 期 間
	測量技師	測量技師補	測量助手			測量技師	測量技師補	測量助手	
内 業	1.3	1.7	1.7	1.6 日	内 業	1.3	1.7	1.7	1.6 日
<p>(注) 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。</p>					<p>(注) 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。</p>				
各費目の直接人件費に対する割合				各費目の直接人件費に対する割合					
費 目	割 合	費 目	割 合	費 目	割 合	費 目	割 合		
機械経費	－ %	材 料 費	－ %	機械経費	－ %	材 料 費	－ %		
<p>※ 材料費には、ポリエステルシート（#500 0.9 m×20 m）が含まれる。</p>					<p>※ 材料費には、ポリエステルシート（#500 0.9 m×20 m）が含まれる。</p>				
変 化 率（縮尺）					変 化 率（縮尺）				
用 地 実 測 図 原 図 <u>作 成</u>					用 地 実 測 図 原 図 _____				
1/250	1/500	1/1,000			1/250	1/500	1/1,000		
0.2	0.0	－0.1			0.2	0.0	－0.1		

## 土地調査測量積算要領 新旧対照表

令和3年版（令和3年9月）

改 正 案					現 行						
(21) 用地現況測量（建物等） (10,000㎡当たり)					(21) 用地現況測量（建物等） (10,000㎡当たり)						
区 分	人 員				標準業務 期 間	区 分	人 員				標準業務 期 間
	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員			測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	
外 業	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6 日	外 業	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6 日
内 業	0.3	0.3	0.3	—	0.3 日	内 業	0.3	0.3	0.3	—	0.3 日
<p>（注）本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。</p>						<p>（注）本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。</p>					
各費目の直接人件費に対する割合				各費目の直接人件費に対する割合							
費 目	割 合	費 目	割 合	費 目	割 合	費 目	割 合	費 目	割 合		
機械経費	<u>2.5 %</u>	材 料 費	2.5 %	機械経費	<u>2.0 %</u>	材 料 費	2.5 %				
<p>※ 用地現況測量（建物等）については、公共用地境界確定協議の現況実測平面図作成と測量箇所が重複する場合は、その数量を控除する。</p>				<p>※ 用地現況測量（建物等）については、公共用地境界確定協議の現況実測平面図作成と測量箇所が重複する場合は、その数量を控除する。</p>							

# 土地調査測量積算要領 新旧対照表

令和3年版（令和3年9月）

改 正 案					現 行				
(22) 用地平面図作成 (10,000㎡当たり)					(22) 用地平面図作成 (10,000㎡当たり)				
区 分	人 員			標準業務 期 間	区 分	人 員			標準業務 期 間
	測量技師	測量技師補	測量助手			測量技師	測量技師補	測量助手	
内 業	0.5	0.9	0.9	0.8 日	内 業	0.5	0.9	0.9	0.8 日
<p>(注) 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。</p>					<p>(注) 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。</p>				
各費目の直接人件費に対する割合				各費目の直接人件費に対する割合					
費 目	割 合	費 目	割 合	費 目	割 合	費 目	割 合		
機械経費	－ %	材 料 費	0.5 %	機械経費	－ %	材 料 費	0.5 %		
<p>※ 材料費には、ポリエステルシート（#300 0.9 m×20 m）が含まれる。</p>					<p>※ 材料費には、ポリエステルシート（#300 0.9 m×20 m）が含まれる。</p>				
変 化 率（縮尺）					変 化 率（縮尺）				
用 地 平 面 図 <u>作 成</u>					用 地 平 面 図 _____				
1/250	1/500	1/1,000		1/250	1/500	1/1,000			
0.2	0.0	－0.1		0.2	0.0	－0.1			
(略)					(略)				



## 土地調査測量積算要領 新旧対照表

令和3年版（令和3年9月）

改正案	現 行																																																												
<p>3 公共用地境界確定手続の標準歩掛</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(2) 現況実測平面図作成 (10,000㎡当たり)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">人 員</th> <th rowspan="2">標準業務 期 間</th> </tr> <tr> <th>測量技師</th> <th>測量技師補</th> <th>測量助手</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外 業</td> <td>1.2</td> <td>1.2</td> <td>1.2</td> <td>1.2 日</td> </tr> <tr> <td>内 業</td> <td>0.4</td> <td>0.7</td> <td>0.7</td> <td>0.6 日</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="4">各費目の直接人件費に対する割合</th> </tr> <tr> <th>費 目</th> <th>割 合</th> <th>費 目</th> <th>割 合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械経費</td> <td><u>3.0 %</u></td> <td>材 料 費</td> <td>3.0 %</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 材料費には、ポリエステルシート（#300 0.9 m×20m）が含まれる。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	区 分	人 員			標準業務 期 間	測量技師	測量技師補	測量助手	外 業	1.2	1.2	1.2	1.2 日	内 業	0.4	0.7	0.7	0.6 日	各費目の直接人件費に対する割合				費 目	割 合	費 目	割 合	機械経費	<u>3.0 %</u>	材 料 費	3.0 %	<p>3 公共用地境界確定手続の標準歩掛</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(2) 現況実測平面図作成 (10,000㎡当たり)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">人 員</th> <th rowspan="2">標準業務 期 間</th> </tr> <tr> <th>測量技師</th> <th>測量技師補</th> <th>測量助手</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外 業</td> <td>1.2</td> <td>1.2</td> <td>1.2</td> <td>1.2 日</td> </tr> <tr> <td>内 業</td> <td>0.4</td> <td>0.7</td> <td>0.7</td> <td>0.6 日</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="4">各費目の直接人件費に対する割合</th> </tr> <tr> <th>費 目</th> <th>割 合</th> <th>費 目</th> <th>割 合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械経費</td> <td><u>2.5 %</u></td> <td>材 料 費</td> <td>3.0 %</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 材料費には、ポリエステルシート（#300 0.9 m×20m）が含まれる。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	区 分	人 員			標準業務 期 間	測量技師	測量技師補	測量助手	外 業	1.2	1.2	1.2	1.2 日	内 業	0.4	0.7	0.7	0.6 日	各費目の直接人件費に対する割合				費 目	割 合	費 目	割 合	機械経費	<u>2.5 %</u>	材 料 費	3.0 %
区 分		人 員				標準業務 期 間																																																							
	測量技師	測量技師補	測量助手																																																										
外 業	1.2	1.2	1.2	1.2 日																																																									
内 業	0.4	0.7	0.7	0.6 日																																																									
各費目の直接人件費に対する割合																																																													
費 目	割 合	費 目	割 合																																																										
機械経費	<u>3.0 %</u>	材 料 費	3.0 %																																																										
区 分	人 員			標準業務 期 間																																																									
	測量技師	測量技師補	測量助手																																																										
外 業	1.2	1.2	1.2	1.2 日																																																									
内 業	0.4	0.7	0.7	0.6 日																																																									
各費目の直接人件費に対する割合																																																													
費 目	割 合	費 目	割 合																																																										
機械経費	<u>2.5 %</u>	材 料 費	3.0 %																																																										

## 土地調査測量積算要領 新旧対照表

令和3年版（令和3年9月）

改 正 案					現 行						
(3) 横断面図作成 (1 km当たり)					(3) 横断面図作成 (1 km当たり)						
区 分	人 員				標準業務 期 間	区 分	人 員				標準業務 期 間
	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員			測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	
外 業	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5 日	外 業	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5 日
内 業	—	3.0	3.7	—	3.3 日	内 業	—	3.0	3.7	—	3.3 日
(注) 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。						(注) 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。					
各費目の直接人件費に対する割合				各費目の直接人件費に対する割合							
費 目	割 合	費 目	割 合	費 目	割 合	費 目	割 合	費 目	割 合		
機械経費	2.0 %	材 料 費	<u>1.5 %</u>	機械経費	2.0 %	材 料 費	<u>2.0 %</u>				
※ 材料費には、ポリエステルシート（#300 0.9 m×20m）が含まれる。				※ 材料費には、ポリエステルシート（#300 0.9 m×20m）が含まれる。							
(略)				(略)							

土地調査測量積算要領 新旧対照表

令和3年版（令和3年9月）

改 正 案	現 行																																																														
<p>参 考</p> <p style="text-align: center;">旅費交通費等の積算例（滞在時）</p> <p>1 15日までの旅費（技術者単価は、<u>令和3年度</u>単価を用いている。）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 交通費・日当・宿泊料</p> <p>鉄道運賃（片道）  普通運賃 3,350円 × <math>\frac{100}{110}</math> = 3,045円</p> <p>特急料金 2,680円 × <math>\frac{100}{110}</math> = 2,436円</p> <p style="text-align: right;">} 5,481円</p> <p>日当・宿泊料一覧表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">職 種</th> <th rowspan="3">日 当</th> <th colspan="4">宿 泊 料</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">普通旅費</th> <th colspan="3">滞在日額旅費</th> </tr> <tr> <th>30日未満</th> <th>30日以上 60日未満</th> <th>60日以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>測量技師</td> <td><u>2,000</u> <u>(1,000)</u></td> <td><u>8,909</u></td> <td><u>8,354</u></td> <td><u>7,509</u></td> <td><u>6,681</u></td> </tr> <tr> <td>測量技師補</td> <td><u>1,545</u></td> <td><u>7,090</u></td> <td><u>6,736</u></td> <td><u>6,063</u></td> <td><u>5,390</u></td> </tr> <tr> <td>測量助手</td> <td><u>(772)</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※日当を計上する場合は、2分の1日当を原則とする。（ ）内適用。  ※上表中の日当及び宿泊料は、消費税相当額を除いた額である。</p>	職 種	日 当	宿 泊 料				普通旅費	滞在日額旅費			30日未満	30日以上 60日未満	60日以上	測量技師	<u>2,000</u> <u>(1,000)</u>	<u>8,909</u>	<u>8,354</u>	<u>7,509</u>	<u>6,681</u>	測量技師補	<u>1,545</u>	<u>7,090</u>	<u>6,736</u>	<u>6,063</u>	<u>5,390</u>	測量助手	<u>(772)</u>					<p>参 考</p> <p style="text-align: center;">旅費交通費等の積算例（滞在時）</p> <p>1 15日までの旅費（技術者単価は、<u>令和2年度</u>単価を用いている。）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 交通費・日当・宿泊料</p> <p>鉄道運賃（片道）  普通運賃 3,350円 × <math>\frac{100}{110}</math> = 3,045円</p> <p>特急料金 2,680円 × <math>\frac{100}{110}</math> = 2,436円</p> <p style="text-align: right;">} 5,481円</p> <p>日当・宿泊料一覧表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">職 種</th> <th rowspan="3">日 当</th> <th colspan="4">宿 泊 料</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">普通旅費</th> <th colspan="3">滞在日額旅費</th> </tr> <tr> <th>30日未満</th> <th>30日以上 60日未満</th> <th>60日以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>測量技師</td> <td><u>2,095</u> <u>(1,047)</u></td> <td><u>9,333</u></td> <td><u>8,752</u></td> <td><u>7,866</u></td> <td><u>7,000</u></td> </tr> <tr> <td>測量技師補</td> <td><u>1,619</u></td> <td><u>7,428</u></td> <td><u>7,057</u></td> <td><u>6,352</u></td> <td><u>5,647</u></td> </tr> <tr> <td>測量助手</td> <td><u>(809)</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※日当を計上する場合は、2分の1日当を原則とする。（ ）内適用。  ※上表中の日当及び宿泊料は、消費税相当額を除いた額である。</p>	職 種	日 当	宿 泊 料				普通旅費	滞在日額旅費			30日未満	30日以上 60日未満	60日以上	測量技師	<u>2,095</u> <u>(1,047)</u>	<u>9,333</u>	<u>8,752</u>	<u>7,866</u>	<u>7,000</u>	測量技師補	<u>1,619</u>	<u>7,428</u>	<u>7,057</u>	<u>6,352</u>	<u>5,647</u>	測量助手	<u>(809)</u>				
職 種			日 当	宿 泊 料																																																											
				普通旅費	滞在日額旅費																																																										
	30日未満	30日以上 60日未満			60日以上																																																										
測量技師	<u>2,000</u> <u>(1,000)</u>	<u>8,909</u>	<u>8,354</u>	<u>7,509</u>	<u>6,681</u>																																																										
測量技師補	<u>1,545</u>	<u>7,090</u>	<u>6,736</u>	<u>6,063</u>	<u>5,390</u>																																																										
測量助手	<u>(772)</u>																																																														
職 種	日 当	宿 泊 料																																																													
		普通旅費	滞在日額旅費																																																												
			30日未満	30日以上 60日未満	60日以上																																																										
測量技師	<u>2,095</u> <u>(1,047)</u>	<u>9,333</u>	<u>8,752</u>	<u>7,866</u>	<u>7,000</u>																																																										
測量技師補	<u>1,619</u>	<u>7,428</u>	<u>7,057</u>	<u>6,352</u>	<u>5,647</u>																																																										
測量助手	<u>(809)</u>																																																														

## 土地調査測量積算要領 新旧対照表

令和3年版（令和3年9月）

改 正 案	現 行																																												
<p>(3) 旅費交通費</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">普通旅費相当分</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">滞在日額旅費相当分</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">日当 日数 交通費 往復 宿泊料</th> <th style="text-align: center;">宿泊料 日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>測量技師 = <math>1,000 \times 2 + 5,481 \times 2 + 8,909 + 8,354 \times 2 = 38,579</math>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>測量技師補 = <math>772 \times 2 + 5,481 \times 2 + 7,090 + 6,736 \times 2 = 33,068</math>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>測量助手 = <math>772 \times 2 + 5,481 \times 2 + 7,090 + 6,736 \times 2 = 33,068</math>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">旅費交通費計 = <math>38,579 \times 1 + 33,068 \times 2 + 33,068 \times 2 = 170,851</math>円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 往復旅行時間にかかる直接人件費（参考）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">基準日額</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">移動日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>測量技師 = 40,000 × 1 = 40,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>測量技師補 = <u>30,700</u> × 1 = <u>30,700</u>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>測量助手 = <u>29,600</u> × 1 = <u>29,600</u>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">往復旅行時間にかかる直接人件費計 = <math>40,000 \times 1 + 30,700 \times 2 + 29,600 \times 2 = 160,600</math>円</td> </tr> </tbody> </table>	普通旅費相当分	滞在日額旅費相当分	日当 日数 交通費 往復 宿泊料	宿泊料 日数	測量技師 = $1,000 \times 2 + 5,481 \times 2 + 8,909 + 8,354 \times 2 = 38,579$ 円		測量技師補 = $772 \times 2 + 5,481 \times 2 + 7,090 + 6,736 \times 2 = 33,068$ 円		測量助手 = $772 \times 2 + 5,481 \times 2 + 7,090 + 6,736 \times 2 = 33,068$ 円		旅費交通費計 = $38,579 \times 1 + 33,068 \times 2 + 33,068 \times 2 = 170,851$ 円		基準日額	移動日数	測量技師 = 40,000 × 1 = 40,000円		測量技師補 = <u>30,700</u> × 1 = <u>30,700</u> 円		測量助手 = <u>29,600</u> × 1 = <u>29,600</u> 円		往復旅行時間にかかる直接人件費計 = $40,000 \times 1 + 30,700 \times 2 + 29,600 \times 2 = 160,600$ 円		<p>(3) 旅費交通費</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">普通旅費相当分</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">滞在日額旅費相当分</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">日当 日数 交通費 往復 宿泊料</th> <th style="text-align: center;">宿泊料 日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>測量技師 = <math>1,047 \times 2 + 5,481 \times 2 + 9,333 + 8,752 \times 2 = 39,893</math>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>測量技師補 = <math>809 \times 2 + 5,481 \times 2 + 7,428 + 7,057 \times 2 = 34,122</math>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>測量助手 = <math>809 \times 2 + 5,481 \times 2 + 7,428 + 7,057 \times 2 = 34,122</math>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">旅費交通費計 = <math>39,893 \times 1 + 34,122 \times 2 + 34,122 \times 2 = 176,381</math>円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 往復旅行時間にかかる直接人件費（参考）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">基準日額</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">移動日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>測量技師 = 40,000 × 1 = 40,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>測量技師補 = <u>29,700</u> × 1 = <u>29,700</u>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>測量助手 = <u>29,500</u> × 1 = <u>29,500</u>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">往復旅行時間にかかる直接人件費計 = <math>40,000 \times 1 + 29,700 \times 2 + 29,500 \times 2 = 158,400</math>円</td> </tr> </tbody> </table>	普通旅費相当分	滞在日額旅費相当分	日当 日数 交通費 往復 宿泊料	宿泊料 日数	測量技師 = $1,047 \times 2 + 5,481 \times 2 + 9,333 + 8,752 \times 2 = 39,893$ 円		測量技師補 = $809 \times 2 + 5,481 \times 2 + 7,428 + 7,057 \times 2 = 34,122$ 円		測量助手 = $809 \times 2 + 5,481 \times 2 + 7,428 + 7,057 \times 2 = 34,122$ 円		旅費交通費計 = $39,893 \times 1 + 34,122 \times 2 + 34,122 \times 2 = 176,381$ 円		基準日額	移動日数	測量技師 = 40,000 × 1 = 40,000円		測量技師補 = <u>29,700</u> × 1 = <u>29,700</u> 円		測量助手 = <u>29,500</u> × 1 = <u>29,500</u> 円		往復旅行時間にかかる直接人件費計 = $40,000 \times 1 + 29,700 \times 2 + 29,500 \times 2 = 158,400$ 円	
普通旅費相当分	滞在日額旅費相当分																																												
日当 日数 交通費 往復 宿泊料	宿泊料 日数																																												
測量技師 = $1,000 \times 2 + 5,481 \times 2 + 8,909 + 8,354 \times 2 = 38,579$ 円																																													
測量技師補 = $772 \times 2 + 5,481 \times 2 + 7,090 + 6,736 \times 2 = 33,068$ 円																																													
測量助手 = $772 \times 2 + 5,481 \times 2 + 7,090 + 6,736 \times 2 = 33,068$ 円																																													
旅費交通費計 = $38,579 \times 1 + 33,068 \times 2 + 33,068 \times 2 = 170,851$ 円																																													
基準日額	移動日数																																												
測量技師 = 40,000 × 1 = 40,000円																																													
測量技師補 = <u>30,700</u> × 1 = <u>30,700</u> 円																																													
測量助手 = <u>29,600</u> × 1 = <u>29,600</u> 円																																													
往復旅行時間にかかる直接人件費計 = $40,000 \times 1 + 30,700 \times 2 + 29,600 \times 2 = 160,600$ 円																																													
普通旅費相当分	滞在日額旅費相当分																																												
日当 日数 交通費 往復 宿泊料	宿泊料 日数																																												
測量技師 = $1,047 \times 2 + 5,481 \times 2 + 9,333 + 8,752 \times 2 = 39,893$ 円																																													
測量技師補 = $809 \times 2 + 5,481 \times 2 + 7,428 + 7,057 \times 2 = 34,122$ 円																																													
測量助手 = $809 \times 2 + 5,481 \times 2 + 7,428 + 7,057 \times 2 = 34,122$ 円																																													
旅費交通費計 = $39,893 \times 1 + 34,122 \times 2 + 34,122 \times 2 = 176,381$ 円																																													
基準日額	移動日数																																												
測量技師 = 40,000 × 1 = 40,000円																																													
測量技師補 = <u>29,700</u> × 1 = <u>29,700</u> 円																																													
測量助手 = <u>29,500</u> × 1 = <u>29,500</u> 円																																													
往復旅行時間にかかる直接人件費計 = $40,000 \times 1 + 29,700 \times 2 + 29,500 \times 2 = 158,400$ 円																																													

土地調査測量積算要領 新旧対照表

令和3年版（令和3年9月）

改正案	現行								
<p>2 15日を超える旅費（技術者単価は、<u>令和3年度</u>単価を用いている）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 交通費・日当・宿泊料</p> <p>鉄道運賃（片道）</p> <p>普通運賃 3,750円 × <math>\frac{100}{110}</math> = 3,409円</p> <p>特急料金 2,730円 × <math>\frac{100}{110}</math> = 2,481円</p> <p style="text-align: right;">} 5,890円</p> <p>日当・宿泊料は、1 (2) 「日当・宿泊料一覧表」を参照。</p> <p>(3) 旅費交通費</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 50%;">普通旅費相当分</td> <td style="text-align: center; width: 50%;">滞在日額旅費相当分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> <math>\overbrace{\text{日当 日数 交通費 往復 宿泊料}} \quad \overbrace{\text{宿泊料 日数 宿泊料 日数}}</math> </td> <td style="text-align: center;"> <math>\overbrace{\text{日当 日数 交通費 往復 宿泊料}} \quad \overbrace{\text{宿泊料 日数 宿泊料 日数}}</math> </td> </tr> </table> <p>測量技師 = <math>1,000 \times 2 + 5,890 \times 2 + 8,909 + 8,354 \times 29 + 7,509 \times 5 = 302,500</math>円</p> <p>測量技師補 = <math>772 \times 2 + 5,890 \times 2 + 7,090 + 6,736 \times 29 + 6,063 \times 15 = 306,703</math>円</p> <p>測量助手 = <math>772 \times 2 + 5,890 \times 2 + 7,090 + 6,736 \times 29 + 6,063 \times 15 = 306,703</math>円</p> <p>旅費交通費計 = <math>302,500 \times 1 + 306,703 \times 1 + 306,703 \times 2 = 1,222,609</math>円</p>	普通旅費相当分	滞在日額旅費相当分	$\overbrace{\text{日当 日数 交通費 往復 宿泊料}} \quad \overbrace{\text{宿泊料 日数 宿泊料 日数}}$	$\overbrace{\text{日当 日数 交通費 往復 宿泊料}} \quad \overbrace{\text{宿泊料 日数 宿泊料 日数}}$	<p>2 15日を超える旅費（技術者単価は、<u>令和2年度</u>単価を用いている）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 交通費・日当・宿泊料</p> <p>鉄道運賃（片道）</p> <p>普通運賃 3,750円 × <math>\frac{100}{110}</math> = 3,409円</p> <p>特急料金 2,730円 × <math>\frac{100}{110}</math> = 2,481円</p> <p style="text-align: right;">} 5,890円</p> <p>日当・宿泊料は、1 (2) 「日当・宿泊料一覧表」を参照。</p> <p>(3) 旅費交通費</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 50%;">普通旅費相当分</td> <td style="text-align: center; width: 50%;">滞在日額旅費相当分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> <math>\overbrace{\text{日当 日数 交通費 往復 宿泊料}} \quad \overbrace{\text{宿泊料 日数 宿泊料 日数}}</math> </td> <td style="text-align: center;"> <math>\overbrace{\text{日当 日数 交通費 往復 宿泊料}} \quad \overbrace{\text{宿泊料 日数 宿泊料 日数}}</math> </td> </tr> </table> <p>測量技師 = <math>1,047 \times 2 + 5,890 \times 2 + 9,333 + 8,752 \times 29 + 7,866 \times 5 = 316,345</math>円</p> <p>測量技師補 = <math>809 \times 2 + 5,890 \times 2 + 7,428 + 7,057 \times 29 + 6,352 \times 15 = 320,759</math>円</p> <p>測量助手 = <math>809 \times 2 + 5,972 \times 2 + 7,428 + 7,057 \times 29 + 6,352 \times 15 = 320,759</math>円</p> <p>旅費交通費計 = <math>316,345 \times 1 + 320,759 \times 1 + 320,759 \times 2 = 1,278,622</math>円</p>	普通旅費相当分	滞在日額旅費相当分	$\overbrace{\text{日当 日数 交通費 往復 宿泊料}} \quad \overbrace{\text{宿泊料 日数 宿泊料 日数}}$	$\overbrace{\text{日当 日数 交通費 往復 宿泊料}} \quad \overbrace{\text{宿泊料 日数 宿泊料 日数}}$
普通旅費相当分	滞在日額旅費相当分								
$\overbrace{\text{日当 日数 交通費 往復 宿泊料}} \quad \overbrace{\text{宿泊料 日数 宿泊料 日数}}$	$\overbrace{\text{日当 日数 交通費 往復 宿泊料}} \quad \overbrace{\text{宿泊料 日数 宿泊料 日数}}$								
普通旅費相当分	滞在日額旅費相当分								
$\overbrace{\text{日当 日数 交通費 往復 宿泊料}} \quad \overbrace{\text{宿泊料 日数 宿泊料 日数}}$	$\overbrace{\text{日当 日数 交通費 往復 宿泊料}} \quad \overbrace{\text{宿泊料 日数 宿泊料 日数}}$								

## 土地調査測量積算要領 新旧対照表

令和3年版（令和3年9月）

改正案	現 行																																																								
<p>(4) 往復旅行時間にかかる直接人件費（参考）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 15%; text-align: center;">基準日額</th> <th style="width: 10%; text-align: center;">移動日数</th> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 10%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>測量技師</td> <td style="text-align: right;">40,000</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">=</td> <td style="text-align: right;">40,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>測量技師補</td> <td style="text-align: right;"><u>30,700</u></td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">=</td> <td style="text-align: right;"><u>30,700</u>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>測量助手</td> <td style="text-align: right;"><u>29,600</u></td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">=</td> <td style="text-align: right;"><u>29,600</u>円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 20px;">往復旅行時間にかかる直接人件費計 = <math>40,000 \times 1 + \underline{30,700} \times 1 + \underline{29,600} \times 2 = \underline{129,900}</math>円</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">(略)</p>		基準日額	移動日数					測量技師	40,000	×	1	=	40,000円		測量技師補	<u>30,700</u>	×	1	=	<u>30,700</u> 円		測量助手	<u>29,600</u>	×	1	=	<u>29,600</u> 円		<p>(4) 往復旅行時間にかかる直接人件費（参考）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 15%; text-align: center;">基準日額</th> <th style="width: 10%; text-align: center;">移動日数</th> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 10%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>測量技師</td> <td style="text-align: right;">40,000</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">=</td> <td style="text-align: right;">40,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>測量技師補</td> <td style="text-align: right;"><u>29,700</u></td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">=</td> <td style="text-align: right;"><u>29,700</u>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>測量助手</td> <td style="text-align: right;"><u>29,500</u></td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">=</td> <td style="text-align: right;"><u>29,500</u>円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 20px;">往復旅行時間にかかる直接人件費計 = <math>40,000 \times 1 + \underline{29,700} \times 1 + \underline{29,500} \times 2 = \underline{128,700}</math>円</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">(略)</p>		基準日額	移動日数					測量技師	40,000	×	1	=	40,000円		測量技師補	<u>29,700</u>	×	1	=	<u>29,700</u> 円		測量助手	<u>29,500</u>	×	1	=	<u>29,500</u> 円	
	基準日額	移動日数																																																							
測量技師	40,000	×	1	=	40,000円																																																				
測量技師補	<u>30,700</u>	×	1	=	<u>30,700</u> 円																																																				
測量助手	<u>29,600</u>	×	1	=	<u>29,600</u> 円																																																				
	基準日額	移動日数																																																							
測量技師	40,000	×	1	=	40,000円																																																				
測量技師補	<u>29,700</u>	×	1	=	<u>29,700</u> 円																																																				
測量助手	<u>29,500</u>	×	1	=	<u>29,500</u> 円																																																				

# 用地調査等業務費積算要領 新旧対照表

令和3年版（令和3年9月）

改正案	現 行
(略)	(略)
<p>第1 適用範囲</p> <p>この用地積算要領は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）の実施する事業の用に供する土地の調査、土地等の取得又は使用に伴う建物、工作物等（以下「建物等」という。）の調査、補償額の算定等及び土地等の取得又は使用に係る業務（以下「用地調査等業務」という。）を別に定める用地調査等業務標準示方書（平成15年10月機構規程第148号。以下「標準示方書」という。）によって請負に付するときの業務費の積算に適用するものとする。</p> <p>なお、用地調査等業務の業務区分は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第3 業務費の内容及び積算</p> <p>1 直接原価</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 直接経費</p> <p>ア 材料費等</p> <p>材料費等は、用地調査等業務を実施するに当たって必要な材料等の費用とし、補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）第7条に定める完成業務原価報告書科目のうちトレース印刷費（図面、報告書等の成果品作成のためのトレース、浄書等及び印刷、陽画焼付、製本、写真代）及び消耗品費（用紙、ファイル、フィルム等の購入費）であって、次の式によって得た額を計上するものとする。</p> <p>この場合の計上額は、1円未満を切捨てとする。</p> <p>材料費等＝直接人件費×7%</p> <p>イ 旅費交通費</p> <p>本作業を実施するのに要する交通、滞在等の費用であり、宿泊、滞在を伴わない業務の場合の旅費交通費の積算にあたっては、イー1を原則適用し、宿泊、滞在を</p>	<p>第1 適用範囲</p> <p>この用地積算要領は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）の実施する事業の用に供する土地の調査、土地等の取得又は使用に伴う建物、工作物等（以下「建物等」という。）の調査、補償額の算定等及び土地等の取得又は使用に係る業務（以下「用地調査等____」という。）を別に定める用地調査等業務標準示方書（平成15年10月機構規程第148号。以下「標準示方書」という。）によって請負に付するときの業務費の積算に適用するものとする。</p> <p>なお、用地調査等____の業務区分は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第3 業務費の内容及び積算</p> <p>1 直接原価</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 直接経費</p> <p>ア 材料費等</p> <p>材料費等は、用地調査等____を実施するに当たって必要な材料等の費用とし、補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）第7条に定める完成業務原価報告書科目のうちトレース印刷費（図面、報告書等の成果品作成のためのトレース、浄書等及び印刷、陽画焼付、製本、写真代）及び消耗品費（用紙、ファイル、フィルム等の購入費）であって、次の式によって得た額を計上するものとする。</p> <p>この場合の計上額は、1円未満を切捨てとする。</p> <p>材料費等＝直接人件費×7パーセント</p> <p>イ 旅費交通費</p> <p>本作業を実施するのに要する交通、滞在等の費用であり、宿泊、滞在を伴わない業務の場合の旅費交通費の積算にあたっては、イー1を原則適用し、宿泊、滞在を</p>

# 用地調査等業務費積算要領 新旧対照表

令和3年版（令和3年9月）

改正案	現 行						
<p>伴う業務の場合は、イ-2を原則適用する。ただし、現地条件等により、イ-1、イ-2によりがたい_____場合は、_____イ-3を適用する。</p> <p>なお、協議、現地調査等に係る技術者の旅費交通費に計上される基準日額は、直接人件費としてその他原価の対象とする。</p> <p>イ-1 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴わない業務の場合） 業務の直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算すること。 往復旅行時間にかかる直接人件費は積算上含まれているため、別途計上しない。</p> <hr/> <p>同一業務の中で、複数業務の積算を行う場合は、それぞれの業務の率を用いて算出すること。</p> <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">旅費交通費</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">直接人件費の1.91%</td> </tr> </table> <p>(注) 旅費交通費の率は、打合せ、<u>外業に要する費用とし、公共交通機関料金、連絡車（ライトバン）運転に係る損料、ガソリン代、高速道路等の料金等は含まれているため、別途計上しない。</u></p> <p>イ-2 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴う業務の場合） (ア) 率を用いた積算 業務の直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算すること。 往復旅行時間にかかる直接人件費は含まれていないため、別途計上する。</p> <hr/> <p>同一業務の中で、複数業務の積算を行う場合は、それぞれの業務の率を用いて算出</p>	旅費交通費	直接人件費の1.91%	<p>伴う業務の場合は、イ-2を原則適用する。ただし、現地条件等により、イ-1、イ-2によりがたい<u>事象の発生や業務の設計変更が生じた場合は、当初設計分も含めて</u>イ-3を適用する。</p> <p>なお、協議、現地調査等に係る技術者の旅費交通費に計上される基準日額は、直接人件費としてその他原価の対象とする。</p> <p>イ-1 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴わない業務の場合） 業務の直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算すること。 往復旅行時間にかかる直接人件費は積算上含まれているため、別途計上しない。 <u>設計変更により業務が適用対象外となった場合、当初設計分も含めイ-3を適用する。</u></p> <p>同一業務の中で、複数業務の積算を行う場合は、それぞれの業務の率を用いて算出すること。</p> <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">旅費交通費</td> <td style="padding: 2px 10px;">旅費交通費の上限（千円）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">直接人件費の0.63%</td> <td style="padding: 2px 10px;">244</td> </tr> </table> <p>(注) 旅費交通費の率は、打合せ、<u>関係機関協議、現地作業の費用とする。</u></p> <p>イ-2 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴う業務の場合） (ア) 率を用いた積算 業務の直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算すること。 往復旅行時間にかかる直接人件費は含まれていないため、別途計上する。 <u>設計変更により業務が適用対象外となった場合、当初設計分も含めイ-3を適用する。</u></p> <p>同一業務の中で、複数業務の積算を行う場合は、それぞれの業務の率を用いて算出</p>	旅費交通費	旅費交通費の上限（千円）	直接人件費の0.63%	244
旅費交通費							
直接人件費の1.91%							
旅費交通費	旅費交通費の上限（千円）						
直接人件費の0.63%	244						



用地調査等業務費積算要領 新旧対照表

令和3年版（令和3年9月）

改正案	現行										
<p>すること。</p> <table border="1" data-bbox="405 296 781 384"> <tr> <td>旅費交通費</td> </tr> <tr> <td>直接人件費の2.29%</td> </tr> </table> <p>(注) 旅費交通費の率は、打合せ、<u>外業に要する費用とし、公共交通機関料金、連絡車（ライトバン）運転に係る損料、ガソリン代、高速道路等の料金等は含まれているため、別途計上しない。</u></p> <p>(イ) 率を用いた場合の日当・宿泊料の積算 業務に対して定められた係数（下記表を参照）に延べ宿泊日数及び滞在日数を乗じた額を、日当・宿泊料として積算すること。 往復旅行時間にかかる直接人件費については、別途計上する。</p> <hr/> <p>同一業務の中で、複数業務の積算を行う場合は、それぞれの業務の率を用いて算出すること。</p> <table border="1" data-bbox="405 943 781 1031"> <tr> <td>日当・宿泊料（千円）</td> </tr> <tr> <td>6.1X</td> </tr> </table> <p>X：延べ宿泊日数及び滞在日数 <u>（休日補正日数は除く）</u></p> <p>(略)</p> <p>イ-3 旅費交通費の率を用いない積算 (ア)、(イ) (略) (ウ) 宿泊を伴う外業所要日数の休日補正の算定 宿泊を伴う外業所要日数の休日補正は、外業に従事する技術者別に次式により算出する。 <math>D_i = C_i + [(C_i - 1) / 5] \times 2</math>（土曜・日曜を休日とする場合）</p>	旅費交通費	直接人件費の2.29%	日当・宿泊料（千円）	6.1X	<p>すること。</p> <table border="1" data-bbox="1281 296 2074 384"> <tr> <td>旅費交通費</td> <td>旅費交通費の上限（千円）</td> </tr> <tr> <td>直接人件費の1.33%</td> <td>307</td> </tr> </table> <p>(注) 旅費交通費の率は、打合せ、<u>関係機関協議、現地作業の費用とする。</u></p> <p>(イ) 率を用いた場合の日当・宿泊料の積算 業務に対して定められた係数（下記表を参照）に延べ宿泊日数及び滞在日数を乗じた額を、日当・宿泊料として積算すること。 往復旅行時間にかかる直接人件費については、別途計上する。 <u>設計変更により業務が適用対象外となった場合、当初設計分も含めイ-3を適用する。</u></p> <p>同一業務の中で、複数業務の積算を行う場合は、それぞれの業務の率を用いて算出すること。</p> <table border="1" data-bbox="1440 943 1816 1031"> <tr> <td>日当・宿泊料（千円）</td> </tr> <tr> <td>9.1X</td> </tr> </table> <p>X：延べ宿泊日数及び滞在日数 _____</p> <p>(略)</p> <p>イ-3 旅費交通費の率を用いない積算 (ア)、(イ) (略) (ウ) 宿泊を伴う外業所要日数の休日補正の算定 宿泊を伴う外業所要日数の休日補正は、外業に従事する技術者別に次式により算出する。 <math>D_i = C_i + [(C_i - 1) / 5] \times 2</math>（土曜・日曜を休日とする場合）</p>	旅費交通費	旅費交通費の上限（千円）	直接人件費の1.33%	307	日当・宿泊料（千円）	9.1X
旅費交通費											
直接人件費の2.29%											
日当・宿泊料（千円）											
6.1X											
旅費交通費	旅費交通費の上限（千円）										
直接人件費の1.33%	307										
日当・宿泊料（千円）											
9.1X											

# 用地調査等業務費積算要領 新旧対照表

令和3年版（令和3年9月）

改正案	現 行
<p>ただし、[ ] 内については、小数点以下を切捨て整数とする。  <math>S_i = D_i \times</math>（技術者別編成人員）  <math>C_i</math>：標準作業量における技術者別各作業区分の外業所要日数の合計  <math>D_i</math>：補正された外業所要日数  <math>S_i</math>：補正された外業延人日数（小数点以下を四捨五入し整数とする。）  <math>i</math>：設計技術者</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>ウ 作業費                      用地調査等業務を実施するに当たって、掘削、樹木の伐採、保安要員等が特に必要と認められる場合には、別途、見積を徴収するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>3 一般管理費等                      業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち直接原価、間接原価以外の経費。一般管理費等は一般管理費及び付加利益よりなる。</p> <p>(1) 一般管理費                      一般管理費は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、<u>公租</u>公課、保険料、雑費等を含む。</p> <p>(2) 付加利益                      付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部<u>留保</u>金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含む。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>ただし、[ ] 内については、小数点以下を切捨て整数とする。  <math>S_i = D_i \times</math>（技術者別編成人員）  <math>C_i</math>：標準作業量における技術者別各作業区分の外業所要日数の合計  <math>D_i</math>：補正された外業所要日数  <math>S_i</math>：補正された外業延人日数（小数点以下を四捨五入し整数とする。）  <math>i</math>：測量技術者</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>ウ 作業費                      用地調査等<u>      </u>を実施するに当たって、掘削、樹木の伐採、保安要員等が特に必要と認められる場合には、別途、見積を徴収するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>3 一般管理費等                      業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち直接原価、間接原価以外の経費。一般管理費等は一般管理費及び付加利益よりなる。</p> <p>(1) 一般管理費                      一般管理費は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、<u>租税</u>公課、保険料、雑費等を含む。</p> <p>(2) 付加利益                      付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部<u>留保</u>金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含む。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>

用地調査等業務費積算要領 新旧対照表

令和3年版（令和3年9月）

改正案						現行							
(別表) 積算数量表示単位一覧表						(別表) 積算数量表示単位一覧表							
区分	種別	細別	単位	数値	備考	区分	種別	細別	単位	数値	備考		
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
建物の調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1		建物の調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1			
	現地踏査		業務	1			現地踏査		業務	1			
	木造建物		棟	1			木造建物		棟	1			
	木造特殊建物		棟	1			木造特殊建物		棟	1			
	非木造建物		棟	1			非木造建物		棟	1			
	建物等の法令適合性の調査		棟	1			建物等の法令適合性の調査		棟	1			
	機械設備		事業所	1			機械設備		事業所	1			
	機械設備	見積	台	1			機械設備	見積	台	1			
	生産設備		設備	1			生産設備		設備	1			
	生産設備	見積	台	1			生産設備	見積	台	1			
	附帯工作物		戸	1			附帯工作物		戸	1			
	附帯工作物	工場等の敷地	箇所	1			附帯工作物	工場等の敷地	箇所	1			
	独立工作物		箇所	1			独立工作物		箇所	1			
	独立工作物	見積	箇所	1									
	立竹木		m <sup>2</sup>	100	数量が1,000m <sup>2</sup> 未満の場合は数値を10m <sup>2</sup> とする。		立竹木		m <sup>2</sup>	100	数量が1,000m <sup>2</sup> 未満の場合は数値を10m <sup>2</sup> とする。		
	庭園		箇所	1			庭園		箇所	1			
	墳墓等		m <sup>2</sup>	1			墳墓等		m <sup>2</sup>	1			
	建物等の残地移転要件の該当性の検討		権利者	1			建物等の残地移転要件の該当性の検討		権利者	1			
	照応建物の設計案の作成等	建物計画案の策定		案	1			照応建物の設計案の作成等	建物計画案の策定		案	1	
		照応建物の設計案の作成		案	1				照応建物の設計案の作成		案	1	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)						(略)							

# 用地調査等業務費積算要領 新旧対照表

令和3年版（令和3年9月）

改 正 案	現 行								
<p style="text-align: center;">別 紙</p> <p style="text-align: center;">国土交通省用地調査等業務費積算基準 読替え表 (略)</p> <p>第4 共通</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">用地積算要領 読替え</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">国土交通省 用地調査等業務費積算基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;"> <hr style="border: 0.5px solid red;"/> <p style="color: red; text-decoration: underline;">土地調査測量積算要領</p> <p>成果品納入時</p> </td> <td style="padding: 5px;"> <hr style="border: 0.5px solid red;"/> <p>国土交通省の定める設計業務等標準積算基準書</p> <p>成果物納入時</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(別添1) 国土交通省用地調査等業務費積算基準</p> <p style="text-align: center; color: red;">(令和3年8月時点)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	用地積算要領 読替え	国土交通省 用地調査等業務費積算基準	<hr style="border: 0.5px solid red;"/> <p style="color: red; text-decoration: underline;">土地調査測量積算要領</p> <p>成果品納入時</p>	<hr style="border: 0.5px solid red;"/> <p>国土交通省の定める設計業務等標準積算基準書</p> <p>成果物納入時</p>	<p style="text-align: center;">別 紙</p> <p style="text-align: center;">国土交通省用地調査等業務費積算基準 読替え表 (略)</p> <p>第4 共通</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">用地積算要領 読替え</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">国土交通省 用地調査等業務費積算基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;"> <p style="color: red; text-decoration: underline;">用地調査等</p> <p style="color: red; text-decoration: underline;">土地調査測量業務</p> <p>成果品納入時</p> </td> <td style="padding: 5px;"> <p style="color: red; text-decoration: underline;">用地調査等業務</p> <p>国土交通省の定める設計業務等標準積算基準書</p> <p>成果物納入時</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(別添1) 国土交通省用地調査等業務費積算基準</p> <p style="text-align: center; color: red;">(令和2年8月時点)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	用地積算要領 読替え	国土交通省 用地調査等業務費積算基準	<p style="color: red; text-decoration: underline;">用地調査等</p> <p style="color: red; text-decoration: underline;">土地調査測量業務</p> <p>成果品納入時</p>	<p style="color: red; text-decoration: underline;">用地調査等業務</p> <p>国土交通省の定める設計業務等標準積算基準書</p> <p>成果物納入時</p>
用地積算要領 読替え	国土交通省 用地調査等業務費積算基準								
<hr style="border: 0.5px solid red;"/> <p style="color: red; text-decoration: underline;">土地調査測量積算要領</p> <p>成果品納入時</p>	<hr style="border: 0.5px solid red;"/> <p>国土交通省の定める設計業務等標準積算基準書</p> <p>成果物納入時</p>								
用地積算要領 読替え	国土交通省 用地調査等業務費積算基準								
<p style="color: red; text-decoration: underline;">用地調査等</p> <p style="color: red; text-decoration: underline;">土地調査測量業務</p> <p>成果品納入時</p>	<p style="color: red; text-decoration: underline;">用地調査等業務</p> <p>国土交通省の定める設計業務等標準積算基準書</p> <p>成果物納入時</p>								

改正案	現 行																
<p><b>5 建物等の法令適合性の調査及び算定</b></p> <p>建物等の法令適合性の調査を行う対象法令を建築基準法第35条（特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準）、<u>第61条（防火地域及び準防火地域内の建築物）</u>とし、必要に応じ施設改善費用に係る運用益損失額の算定を行うもので、その区分は、表6-13によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-14により行うものとする。</p> <p style="text-align: right;">表6-13</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">区 分 の 細 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法令適合性調査(1)</td> <td>木造建物（建築基準法<u>第61条</u>に該当する建築物）</td> </tr> <tr> <td>法令適合性調査(2)</td> <td>木造建物（建築基準法第35条、<u>第61条</u>に該当する建築物）</td> </tr> <tr> <td>法令適合性調査(3)</td> <td>木造建物・非木造建物（建築基準法第35条に該当する建築物）</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	区 分 の 細 目	法令適合性調査(1)	木造建物（建築基準法 <u>第61条</u> に該当する建築物）	法令適合性調査(2)	木造建物（建築基準法第35条、 <u>第61条</u> に該当する建築物）	法令適合性調査(3)	木造建物・非木造建物（建築基準法第35条に該当する建築物）	<p><b>5 建物等の法令適合性の調査及び算定</b></p> <p>建物等の法令適合性の調査を行う対象法令を建築基準法第35条（特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準）、<u>第61条（防火地域内の建築物）及び第62条（準防火地域内の建築物）</u>とし、必要に応じ施設改善費用に係る運用益損失額の算定を行うもので、その区分は、表6-13によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-14により行うものとする。</p> <p style="text-align: right;">表6-13</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">区 分 の 細 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法令適合性調査(1)</td> <td>木造建物（建築基準法<u>第61条及び第62条</u>に該当する建築物）</td> </tr> <tr> <td>法令適合性調査(2)</td> <td>木造建物（建築基準法第35条、<u>第61条及び第62条</u>に該当する建築物）</td> </tr> <tr> <td>法令適合性調査(3)</td> <td>木造建物・非木造建物（建築基準法第35条に該当する建築物）</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	区 分 の 細 目	法令適合性調査(1)	木造建物（建築基準法 <u>第61条及び第62条</u> に該当する建築物）	法令適合性調査(2)	木造建物（建築基準法第35条、 <u>第61条及び第62条</u> に該当する建築物）	法令適合性調査(3)	木造建物・非木造建物（建築基準法第35条に該当する建築物）
区 分	区 分 の 細 目																
法令適合性調査(1)	木造建物（建築基準法 <u>第61条</u> に該当する建築物）																
法令適合性調査(2)	木造建物（建築基準法第35条、 <u>第61条</u> に該当する建築物）																
法令適合性調査(3)	木造建物・非木造建物（建築基準法第35条に該当する建築物）																
区 分	区 分 の 細 目																
法令適合性調査(1)	木造建物（建築基準法 <u>第61条及び第62条</u> に該当する建築物）																
法令適合性調査(2)	木造建物（建築基準法第35条、 <u>第61条及び第62条</u> に該当する建築物）																
法令適合性調査(3)	木造建物・非木造建物（建築基準法第35条に該当する建築物）																

# 用地調査等業務費積算要領 新旧対照表

令和3年版（令和3年9月）

改正案	現 行																																																																																																																																																		
<p>(3) 附帯工作物（敷地内の立竹木を含む。）  <u>附帯工作物とは、建物及び他の工作物区分の属するもの以外の全てのものをいう。</u></p> <p><u>イ 附帯工作物の区分</u>  <u>附帯工作物の調査及び算定を行う場合は、表6-23によるものとする。</u></p> <p style="text-align: right;">表6-23</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 90%;">判 断 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅敷地A</td> <td>住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が150㎡未満のもの。</td> </tr> <tr> <td>住宅敷地B</td> <td>住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が150㎡から200㎡程度のもの</td> </tr> <tr> <td>住宅敷地C</td> <td>住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が200㎡から600㎡程度のもの</td> </tr> <tr> <td>農家敷地A</td> <td>農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が600㎡から1,000㎡程度のもの</td> </tr> <tr> <td>農家敷地B</td> <td>農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が1,000㎡以上のもの</td> </tr> <tr> <td>工場等の敷地</td> <td>工場、店舗、神社、仏閣等の敷地</td> </tr> <tr> <td>独立工作物</td> <td>独立看板、広告塔、野立木等</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 住宅等の敷地であって600㎡以上の場合、農家敷地Aとし、農家住宅等の敷地であって600㎡未満のときは、住宅敷地Cとして取り扱うものとする。                  注2 附帯工作物の調査範囲内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積から除くものとする。</p> <p><u>ロ 附帯工作物（敷地内の立竹木含む。）の調査及び算定</u>  <u>附帯工作物の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表6-24により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。</u></p> <p style="text-align: right;">表6-24</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th rowspan="2">規 模</th> <th rowspan="2">職 種</th> <th colspan="2">外 業</th> <th colspan="2">内 業</th> <th rowspan="2">計</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>調 査</th> <th>図面等</th> <th>調 査</th> <th>算 定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">住宅敷地A</td> <td rowspan="4">戸</td> <td rowspan="4">敷地面積 150㎡未満</td> <td>技師 A</td> <td>0.20</td> <td>0.10</td> <td>0.06</td> <td>0.36人</td> <td rowspan="4"></td> </tr> <tr> <td>技師 B</td> <td>0.20</td> <td>—</td> <td>0.28</td> <td>0.48人</td> </tr> <tr> <td>技師 C</td> <td>0.20</td> <td>0.70</td> <td>0.22</td> <td>1.12人</td> </tr> <tr> <td>技師 D</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0.06</td> <td>0.06人</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">住宅敷地B</td> <td rowspan="3">戸</td> <td rowspan="3">敷地面積 150㎡以上 200㎡未満</td> <td>技師 A</td> <td>0.26</td> <td>0.10</td> <td>0.07</td> <td>0.43人</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>技師 B</td> <td>0.26</td> <td>—</td> <td>0.39</td> <td>0.65人</td> </tr> <tr> <td>技師 C</td> <td>0.26</td> <td>1.24</td> <td>0.35</td> <td>1.85人</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	判 断 基 準	住宅敷地A	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が150㎡未満のもの。	住宅敷地B	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が150㎡から200㎡程度のもの	住宅敷地C	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が200㎡から600㎡程度のもの	農家敷地A	農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が600㎡から1,000㎡程度のもの	農家敷地B	農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が1,000㎡以上のもの	工場等の敷地	工場、店舗、神社、仏閣等の敷地	独立工作物	独立看板、広告塔、野立木等	区 分	単 位	規 模	職 種	外 業		内 業		計	備 考	調 査	図面等	調 査	算 定	住宅敷地A	戸	敷地面積 150㎡未満	技師 A	0.20	0.10	0.06	0.36人		技師 B	0.20	—	0.28	0.48人	技師 C	0.20	0.70	0.22	1.12人	技師 D	—	—	0.06	0.06人	住宅敷地B	戸	敷地面積 150㎡以上 200㎡未満	技師 A	0.26	0.10	0.07	0.43人		技師 B	0.26	—	0.39	0.65人	技師 C	0.26	1.24	0.35	1.85人	<p>(3) 附帯工作物（敷地内の立竹木を含む。）の調査及び算定  <u>附帯工作物とは、建物及び他の工作物区分に属するもの以外のすべてのものをいい、これらの調査区分は、表6-23によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-24により行うものとする。</u>  <u>ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。</u></p> <p style="text-align: right;">表6-23</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 90%;">判 断 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅敷地A</td> <td>住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が150㎡未満のもの。</td> </tr> <tr> <td>住宅敷地B</td> <td>住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が150㎡から200㎡程度のもの</td> </tr> <tr> <td>住宅敷地C</td> <td>住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が200㎡から600㎡程度のもの</td> </tr> <tr> <td>農家敷地A</td> <td>農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が600㎡から1,000㎡程度のもの</td> </tr> <tr> <td>農家敷地B</td> <td>農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が1,000㎡以上のもの</td> </tr> <tr> <td>工場等の敷地</td> <td>工場、店舗、神社、仏閣等の敷地</td> </tr> <tr> <td>独立工作物</td> <td>独立看板、広告塔、野立木等</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 住宅等の敷地であって600㎡以上の場合、農家敷地Aとし、農家住宅等の敷地であって600㎡未満のときは、住宅敷地Cとして取り扱うものとする。                  注2 附帯工作物の調査範囲内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積から除くものとする。</p> <p style="text-align: right;">表6-24</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th rowspan="2">規 模</th> <th rowspan="2">職 種</th> <th colspan="2">外 業</th> <th colspan="2">内 業</th> <th rowspan="2">計</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>調 査</th> <th>図面等</th> <th>調 査</th> <th>算 定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">住宅敷地A</td> <td rowspan="4">戸</td> <td rowspan="4">敷地面積 150㎡未満</td> <td>技師 A</td> <td>0.20</td> <td>0.10</td> <td>0.06</td> <td>0.36人</td> <td rowspan="4"></td> </tr> <tr> <td>技師 B</td> <td>0.20</td> <td>—</td> <td>0.28</td> <td>0.48人</td> </tr> <tr> <td>技師 C</td> <td>0.20</td> <td>0.70</td> <td>0.22</td> <td>1.12人</td> </tr> <tr> <td>技師 D</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0.06</td> <td>0.06人</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">住宅敷地B</td> <td rowspan="3">戸</td> <td rowspan="3">敷地面積 150㎡以上 200㎡未満</td> <td>技師 A</td> <td>0.26</td> <td>0.10</td> <td>0.07</td> <td>0.43人</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>技師 B</td> <td>0.26</td> <td>—</td> <td>0.39</td> <td>0.65人</td> </tr> <tr> <td>技師 C</td> <td>0.26</td> <td>1.24</td> <td>0.35</td> <td>1.85人</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	判 断 基 準	住宅敷地A	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が150㎡未満のもの。	住宅敷地B	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が150㎡から200㎡程度のもの	住宅敷地C	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が200㎡から600㎡程度のもの	農家敷地A	農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が600㎡から1,000㎡程度のもの	農家敷地B	農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が1,000㎡以上のもの	工場等の敷地	工場、店舗、神社、仏閣等の敷地	独立工作物	独立看板、広告塔、野立木等	区 分	単 位	規 模	職 種	外 業		内 業		計	備 考	調 査	図面等	調 査	算 定	住宅敷地A	戸	敷地面積 150㎡未満	技師 A	0.20	0.10	0.06	0.36人		技師 B	0.20	—	0.28	0.48人	技師 C	0.20	0.70	0.22	1.12人	技師 D	—	—	0.06	0.06人	住宅敷地B	戸	敷地面積 150㎡以上 200㎡未満	技師 A	0.26	0.10	0.07	0.43人		技師 B	0.26	—	0.39	0.65人	技師 C	0.26	1.24	0.35	1.85人
区 分	判 断 基 準																																																																																																																																																		
住宅敷地A	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が150㎡未満のもの。																																																																																																																																																		
住宅敷地B	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が150㎡から200㎡程度のもの																																																																																																																																																		
住宅敷地C	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が200㎡から600㎡程度のもの																																																																																																																																																		
農家敷地A	農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が600㎡から1,000㎡程度のもの																																																																																																																																																		
農家敷地B	農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が1,000㎡以上のもの																																																																																																																																																		
工場等の敷地	工場、店舗、神社、仏閣等の敷地																																																																																																																																																		
独立工作物	独立看板、広告塔、野立木等																																																																																																																																																		
区 分	単 位	規 模	職 種	外 業		内 業		計	備 考																																																																																																																																										
				調 査	図面等	調 査	算 定																																																																																																																																												
住宅敷地A	戸	敷地面積 150㎡未満	技師 A	0.20	0.10	0.06	0.36人																																																																																																																																												
			技師 B	0.20	—	0.28	0.48人																																																																																																																																												
			技師 C	0.20	0.70	0.22	1.12人																																																																																																																																												
			技師 D	—	—	0.06	0.06人																																																																																																																																												
住宅敷地B	戸	敷地面積 150㎡以上 200㎡未満	技師 A	0.26	0.10	0.07	0.43人																																																																																																																																												
			技師 B	0.26	—	0.39	0.65人																																																																																																																																												
			技師 C	0.26	1.24	0.35	1.85人																																																																																																																																												
区 分	判 断 基 準																																																																																																																																																		
住宅敷地A	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が150㎡未満のもの。																																																																																																																																																		
住宅敷地B	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が150㎡から200㎡程度のもの																																																																																																																																																		
住宅敷地C	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が200㎡から600㎡程度のもの																																																																																																																																																		
農家敷地A	農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が600㎡から1,000㎡程度のもの																																																																																																																																																		
農家敷地B	農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が1,000㎡以上のもの																																																																																																																																																		
工場等の敷地	工場、店舗、神社、仏閣等の敷地																																																																																																																																																		
独立工作物	独立看板、広告塔、野立木等																																																																																																																																																		
区 分	単 位	規 模	職 種	外 業		内 業		計	備 考																																																																																																																																										
				調 査	図面等	調 査	算 定																																																																																																																																												
住宅敷地A	戸	敷地面積 150㎡未満	技師 A	0.20	0.10	0.06	0.36人																																																																																																																																												
			技師 B	0.20	—	0.28	0.48人																																																																																																																																												
			技師 C	0.20	0.70	0.22	1.12人																																																																																																																																												
			技師 D	—	—	0.06	0.06人																																																																																																																																												
住宅敷地B	戸	敷地面積 150㎡以上 200㎡未満	技師 A	0.26	0.10	0.07	0.43人																																																																																																																																												
			技師 B	0.26	—	0.39	0.65人																																																																																																																																												
			技師 C	0.26	1.24	0.35	1.85人																																																																																																																																												

用地調査等業務費積算要領 新旧対照表

令和3年版（令和3年9月）

改 正 案								現 行							
			技師 D	—	—	0.07	0.07 人				技師 D	—	—	0.07	0.07 人
住宅敷地 C	戸	敷地面積 200㎡以上 600㎡未満	技師 A	0.47	0.10	0.07	0.64 人	住宅敷地 C	戸	敷地面積 200㎡以上 600㎡未満	技師 A	0.47	0.10	0.07	0.64 人
			技師 B	0.47	—	0.61	1.08 人				技師 B	0.47	—	0.61	1.08 人
			技師 C	0.47	2.06	0.45	2.98 人				技師 C	0.47	2.06	0.45	2.98 人
			技師 D	—	—	0.07	0.07 人				技師 D	—	—	0.07	0.07 人
農家敷地 A	戸	敷地面積 600㎡以上 1,000㎡未満	技師 A	0.65	0.09	0.07	0.81 人	農家敷地 A	戸	敷地面積 600㎡以上 1,000㎡未満	技師 A	0.65	0.09	0.07	0.81 人
			技師 B	0.65	—	0.88	1.53 人				技師 B	0.65	—	0.88	1.53 人
			技師 C	0.65	2.79	0.77	4.21 人				技師 C	0.65	2.79	0.77	4.21 人
			技師 D	—	—	0.07	0.07 人				技師 D	—	—	0.07	0.07 人
農家敷地 B	戸	敷地面積 1,000㎡以上	技師 A	0.91	0.19	0.13	1.23 人	農家敷地 B	戸	敷地面積 1,000㎡以上	技師 A	0.91	0.19	0.13	1.23 人
			技師 B	0.91	—	1.11	2.02 人				技師 B	0.91	—	1.11	2.02 人
			技師 C	0.91	3.90	1.01	5.82 人				技師 C	0.91	3.90	1.01	5.82 人
			技師 D	—	—	0.13	0.13 人				技師 D	—	—	0.13	0.13 人
工場等の敷地	箇所	敷地面積 500㎡以上 1,000㎡未満	技師 A	0.41	0.23	0.22	0.86 人	工場等の敷地	箇所	敷地面積 500㎡以上 1,000㎡未満	技師 A	0.41	0.23	0.22	0.86 人
			技師 B	0.41	—	0.83	1.24 人				技師 B	0.41	—	0.83	1.24 人
			技師 C	0.41	2.30	0.42	3.13 人				技師 C	0.41	2.30	0.42	3.13 人
			技師 D	—	—	0.18	0.18 人				技師 D	—	—	0.18	0.18 人
独立工作物	箇所	—	技師 A	0.13	0.12	0.12	0.37 人	独立工作物	箇所	—	技師 A	0.13	0.12	0.12	0.37 人
			技師 B	0.13	—	0.21	0.34 人				技師 B	0.13	—	0.30	0.43 人
			技師 C	0.13	0.61	0.20	0.94 人				技師 C	0.13	0.61	0.09	0.83 人
			技師 D	—	—	0.15	0.15 人				技師 D	—	—	0.15	0.15 人

注1 工場等の敷地面積の認定は、当該敷地面積から生産設備及び建物外に設置されている機械設備及び墓地として計上した面積を控除した面積とする。

注2 工場等の敷地で本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-25の補正率表を適用するものとする。

注3 附帯工作物の調査範囲内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

注4 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- 同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- 同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

注1 工場等の敷地面積の認定は、当該敷地面積から生産設備及び建物外に設置されている機械設備及び墓地として計上した面積を控除した面積とする。

注2 工場等の敷地で本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-25の補正率表を適用するものとする。

注3 附帯工作物の調査範囲内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

注4 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- 同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- 同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表6-25

敷地の面積	500㎡未満	500㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 4,000㎡未満	4,000㎡以上 8,000㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.60	2.50	4.00

8,000㎡以上 12,000㎡未満	12,000㎡以上 20,000㎡未満	20,000㎡以上 28,000㎡未満
5.70	7.80	10.40

表6-25

敷地の面積	500㎡未満	500㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 4,000㎡未満	4,000㎡以上 8,000㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.60	2.50	4.00

8,000㎡以上 12,000㎡未満	12,000㎡以上 20,000㎡未満	20,000㎡以上 28,000㎡未満
5.70	7.80	10.40

用地調査等業務費積算要領 新旧対照表

令和3年版（令和3年9月）

改正案

現行

ハ 独立工作物の見積

独立工作物の見積とは、専門業者等でなければ算定が困難と認められる独立工作物についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表6-26によって行うものとする。

表6-26

区分	単位	職種	外業	内業		計	備考
			調査	図面等	算定		
独立工作物の見積	箇所	技師 A	—	0.09	0.35	0.44人	
		技師 C	—	0.22	—	0.22人	

注1 類似する独立工作物が複数あるときは、それらについては1箇所当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。

注2 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。

(4) 立竹木の調査及び算定

立竹木の調査及び算定は、表6-27の区分によって行うものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-28により行うものとする。この場合の直接人件費は次式によるものとする。

$$\text{直接人件費} = (\text{単位当たり直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{1,000})$$

ただし、表6-27の区分欄の庭木等に掲げるものについては、(3) 附帯工作物に含めて調査するものとする。

表6-27

区分	判断基準
庭木等	<p>まつ、かや、まき、つばき等の立木で、観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次に掲げる種別により区分する。</p> <p>A 観賞樹 観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木（針葉樹及び広葉樹）、株物、玉物、生垣、特殊樹（観賞用竹を含む）をいう。</p> <p>① 高木 モミジ、ハナミズキなどのように主幹と側枝の区分が概ね明らかで、樹高が大きくなるものをいう。 ② 株物 アジサイ、ナンテンなどのように、通常幹又は枝が根元から分枝したもので、樹高が大きくなるものものをいう。 ③ 玉物 マメツゲ、ツツジなどのように枝葉が地上近くまで繁茂し、</p>

(4) 立竹木の調査及び算定

立竹木の調査及び算定は、表6-26の区分によって行うものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-27により行うものとする。この場合の直接人件費は次式によるものとする。

$$\text{直接人件費} = (\text{単位当たり直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{1,000})$$

ただし、表6-26の区分欄の庭木等に掲げるものについては、(3) 附帯工作物に含めて調査するものとする。

表6-26

区分	判断基準
庭木等	<p>まつ、かや、まき、つばき等の立木で、観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次に掲げる種別により区分する。</p> <p>A 観賞樹 観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木（針葉樹及び広葉樹）、株物、玉物、生垣、特殊樹（観賞用竹を含む）をいう。</p> <p>① 高木 モミジ、ハナミズキなどのように主幹と側枝の区分が概ね明らかで、樹高が大きくなるものをいう。 ② 株物 アジサイ、ナンテンなどのように、通常幹又は枝が根元から分枝したもので、樹高が大きくなるものものをいう。 ③ 玉物 マメツゲ、ツツジなどのように枝葉が地上近くまで繁茂し、</p>



用地調査等業務費積算要領 新旧対照表

令和3年版(令和3年9月)

改正案		現 行	
	<p>④ 生垣 宅地等の境界付近において直線的に密植したもので、囲障に相当するものをいう。</p> <p>⑤ 特殊樹 ①～④に該当するものを除く。</p> <p>B 利用樹 防風、防雪その他の効用を目的として植栽されている立木で、主に屋敷回りに生育するものをいう。</p> <p>C 風致木 名所又は旧跡の風致保存を目的として植栽されている立木又は風致を保たせるために植栽されている立木をいう。</p> <p>D 地被類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、木本系及び草本系をいう。</p> <p>① 木本系 ササ類など地上部が木質に近く株状に生育するものをいい、自然発生ものを除く。</p> <p>② 草本系 リュウノヒゲなど地上部が草状の葉や茎となり、株状に生育するもの及びシバザクラなど草状の低い地上部が地面を這うように面状に生育するものをいい、自然発生ものを除く。</p> <p>E 芝類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、日本芝及び西洋芝をいう。</p> <p>① 日本芝 高麗芝、野芝のように冬季は枯れて冬眠に入るが、根は越冬し、暑さに強い芝類をいい、自然発生ものは除く。</p> <p>② 西洋芝 ケンタッキーブルーグラスのように冬季でも緑を保つが暑さに弱い芝類をいい、自然発生ものを除く。</p> <p>F ツル性類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、自ら直立することなく地上を這い、あるいは他の物への巻き付きや吸着根により壁面、支柱、棚の登坂又は下垂する茎を持つもの(木質化するものを除く。)をいい、自然発生ものを除く。</p> <p>G その他 観賞等を目的として植え付けられた、上記の区分に属するもの以外の多年生植物をいい、自然発生ものを除く。</p>		<p>④ 生垣 宅地等の境界付近において直線的に密植したもので、囲障に相当するものをいう。</p> <p>⑤ 特殊樹 ①～④に該当するものを除く。</p> <p>B 利用樹 防風、防雪その他の効用を目的として植栽されている立木で、主に屋敷回りに生育するものをいう。</p> <p>C 風致木 名所又は旧跡の風致保存を目的として植栽されている立木又は風致を保たせるために植栽されている立木をいう。</p> <p>D 地被類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、木本系及び草本系をいう。</p> <p>① 木本系 ササ類など地上部が木質に近く株状に生育するものをいい、自然発生ものを除く。</p> <p>② 草本系 リュウノヒゲなど地上部が草状の葉や茎となり、株状に生育するもの及びシバザクラなど草状の低い地上部が地面を這うように面状に生育するものをいい、自然発生ものを除く。</p> <p>E 芝類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、日本芝及び西洋芝をいう。</p> <p>① 日本芝 高麗芝、野芝のように冬季は枯れて冬眠に入るが、根は越冬し、暑さに強い芝類をいい、自然発生ものは除く。</p> <p>② 西洋芝 ケンタッキーブルーグラスのように冬季でも緑を保つが暑さに弱い芝類をいい、自然発生ものを除く。</p> <p>F ツル性類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、自ら直立することなく地上を這い、あるいは他の物への巻き付きや吸着根により壁面、支柱、棚の登坂又は下垂する茎を持つもの(木質化するものを除く。)をいい、自然発生ものを除く。</p> <p>G その他 観賞等を目的として植え付けられた、上記の区分に属するもの以外の多年生植物をいい、自然発生ものを除く。</p>
用材林	ひのき、すぎ等の立木で用材とすることを目的としているもの又は用材の効用を有していると認められるものをいう。	用材林	ひのき、すぎ等の立木で用材とすることを目的としているもの又は用材の効用を有していると認められるものをいう。
薪炭林	なら、くぬぎ等の立木で薪、炭等とすることを目的としているもの又はこれらの効用を有していると認められるものをいう。	薪炭林	なら、くぬぎ等の立木で薪、炭等とすることを目的としているもの又はこれらの効用を有していると認められるものをいう。
収穫樹	<p>A 果樹 りんご、みかん等の立木で果実等の収穫を目的としているものをいい、栽培方法の差異による区分は次のとおり。</p> <p>① 園栽培 一団の区画内(果樹園等)において、集約的かつ計画的に肥培管理を行って栽培しているものをいう。</p> <p>② 散在樹 園栽培以外の収穫樹、例えば宅地内或いは田・畑の畦畔、原野及び林地等に散在するものをいう。</p> <p>B 特用樹 茶、桑、こうぞ等のように、枝葉、樹皮の利用を目的とする樹木をいい、園栽培と散在樹の区分は、果樹の例による。</p>	<p>A 果樹 りんご、みかん等の立木で果実等の収穫を目的としているものをいい、栽培方法の差異による区分は次のとおり。</p> <p>① 園栽培 一団の区画内(果樹園等)において、集約的かつ計画的に肥培管理を行って栽培しているものをいう。</p> <p>② 散在樹 園栽培以外の収穫樹、例えば宅地内或いは田・畑の畦畔、原野及び林地等に散在するものをいう。</p> <p>B 特用樹 茶、桑、こうぞ等のように、枝葉、樹皮の利用を目的とする樹木をいい、園栽培と散在樹の区分は、果樹の例による。</p>	
竹林	孟宗竹、真竹等で竹材又は筍の収穫を目的としている竹林をいう。	竹林	孟宗竹、真竹等で竹材又は筍の収穫を目的としている竹林をいう。

用地調査等業務費積算要領 新旧対照表

令和3年版(令和3年9月)

改正案

現行

苗木 (植木畑)	営業用樹木で育苗管理している植木畑の苗木をいう。
-------------	--------------------------

苗木 (植木畑)	営業用樹木で育苗管理している植木畑の苗木をいう。
-------------	--------------------------

表 6-28

表 6-27

区分	単位	規模	職種	外業			計	備考
				調査	図面等	算定		
用材林	1,000 m <sup>2</sup>	—	主任技師	—	—	0.04	0.04 人	
			技師 B	0.23	0.07	0.07	0.37 人	
			技師 C	0.23	0.47	0.18	0.88 人	
			技師 D	0.23	—	0.15	0.38 人	
薪炭林	1,000 m <sup>2</sup>	—	主任技師	—	—	0.06	0.06 人	
			技師 B	0.36	0.11	0.10	0.57 人	
			技師 C	0.36	0.68	0.31	1.35 人	
			技師 D	0.36	—	0.15	0.51 人	
収穫樹	1,000 m <sup>2</sup>	—	主任技師	—	—	0.08	0.08 人	釣り棚、囲障等の調査及び算定を含む。
			技師 B	0.34	0.12	0.10	0.56 人	
			技師 C	0.34	0.91	0.38	1.63 人	
			技師 D	0.34	—	0.21	0.55 人	
竹林	1,000 m <sup>2</sup>	—	主任技師	—	—	0.04	0.04 人	
			技師 B	0.14	0.13	0.06	0.33 人	
			技師 C	0.14	0.48	0.13	0.75 人	
			技師 D	0.14	—	0.14	0.28 人	
苗木 (植木畑)	1,000 m <sup>2</sup>	—	技師 B	0.50	0.04	0.04	0.58 人	囲障等の調査及び算定を含む。
			技師 C	0.50	0.52	0.37	1.39 人	
			技師 D	0.50	—	0.06	0.56 人	

区分	単位	規模	職種	外業			計	備考
				調査	図面等	算定		
用材林	1,000 m <sup>2</sup>	—	主任技師	—	—	0.04	0.04 人	
			技師 B	0.23	0.07	0.07	0.37 人	
			技師 C	0.23	0.47	0.18	0.88 人	
			技師 D	0.23	—	0.15	0.38 人	
薪炭林	1,000 m <sup>2</sup>	—	主任技師	—	—	0.06	0.06 人	
			技師 B	0.36	0.11	0.10	0.57 人	
			技師 C	0.36	0.68	0.31	1.35 人	
			技師 D	0.36	—	0.15	0.51 人	
収穫樹	1,000 m <sup>2</sup>	—	主任技師	—	—	0.08	0.08 人	釣り棚、囲障等の調査及び算定を含む。
			技師 B	0.34	0.12	0.10	0.56 人	
			技師 C	0.34	0.91	0.38	1.63 人	
			技師 D	0.34	—	0.21	0.55 人	
竹林	1,000 m <sup>2</sup>	—	主任技師	—	—	0.04	0.04 人	
			技師 B	0.14	0.13	0.06	0.33 人	
			技師 C	0.14	0.48	0.13	0.75 人	
			技師 D	0.14	—	0.14	0.28 人	
苗木 (植木畑)	1,000 m <sup>2</sup>	—	技師 B	0.50	0.04	0.04	0.58 人	囲障等の調査及び算定を含む。
			技師 C	0.50	0.52	0.37	1.39 人	
			技師 D	0.50	—	0.06	0.56 人	

注 調査区域の地形等によって表 6-29 の補正を行うものとする。

注 調査区域の地形等によって表 6-28 の補正を行うものとする。

表 6-29

表 6-28

地形	判断基準	補正率
平坦地	平坦な土地	1.00
丘陵地	ゆるやかな起伏のある土地	1.00
傾斜地	かなり勾配のある土地	1.30
急傾斜地	急峻な土地(傾斜角度が概ね 30° 以上)	1.40

地形	判断基準	補正率
平坦地	平坦な土地	1.00
丘陵地	ゆるやかな起伏のある土地	1.00
傾斜地	かなり勾配のある土地	1.30
急傾斜地	急峻な土地(傾斜角度が概ね 30° 以上)	1.40

(5) 庭園の調査及び算定

庭園とは、立竹木、庭石、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美的景観が形成されているものをいい、その区分は、表 6-30 によるものとし、各区分の直接人

(5) 庭園の調査及び算定

庭園とは、立竹木、庭石、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美的景観が形成されているものをいい、その区分は、表 6-29 によるものとし、各区分の直接人

# 用地調査等業務費積算要領 新旧対照表

令和3年版（令和3年9月）

## 改正案

## 現 行

件費の積算は、表 [6-31](#) により行うものとする。

件費の積算は、表 [6-30](#) により行うものとする。

表 [6-30](#)

表 [6-29](#)

区 分	判 断 基 準
庭 園 A	神社、仏閣その他にあって史跡等の指定を受けているもの、又はこれに準ずると認められるもの
庭 園 B	上記A以外の庭園、及び店舗、旅館、会館等にあって庭石、石組、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美的景観が形成されていると認められるもの
庭 園 C	上記A及びB以外の庭園であって、庭石、石組、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美的景観が形成されていると認められるもの。

区 分	判 断 基 準
庭 園 A	神社、仏閣その他にあって史跡等の指定を受けているもの、又はこれに準ずると認められるもの
庭 園 B	上記A以外の庭園、及び店舗、旅館、会館等にあって庭石、石組、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美的景観が形成されていると認められるもの
庭 園 C	上記A及びB以外の庭園であって、庭石、石組、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美的景観が形成されていると認められるもの。

表 [6-31](#)

表 [6-30](#)

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業			計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
庭 園 A	箇 所	200 m <sup>2</sup> 以上 400 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.88	0.12	0.12	1.12 人	
			技師 B	0.88	1.00	0.75	2.63 人	
			技師 C	0.88	1.93	0.75	3.56 人	
			技師 D	—	—	0.12	0.12 人	
庭 園 B	箇 所	200 m <sup>2</sup> 以上 400 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.63	0.12	0.12	0.87 人	
			技師 B	0.63	0.93	0.68	2.24 人	
			技師 C	0.63	1.81	0.68	3.12 人	
			技師 D	—	—	0.12	0.12 人	
庭 園 C	箇 所	200 m <sup>2</sup> 以上 400 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.47	0.08	0.08	0.63 人	
			技師 B	0.47	0.75	0.56	1.78 人	
			技師 C	0.47	1.50	0.56	2.53 人	
			技師 D	—	—	0.12	0.12 人	

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業			計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
庭 園 A	箇 所	200 m <sup>2</sup> 以上 400 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.88	0.12	0.12	1.12 人	
			技師 B	0.88	1.00	0.75	2.63 人	
			技師 C	0.88	1.93	0.75	3.56 人	
			技師 D	—	—	0.12	0.12 人	
庭 園 B	箇 所	200 m <sup>2</sup> 以上 400 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.63	0.12	0.12	0.87 人	
			技師 B	0.63	0.93	0.68	2.24 人	
			技師 C	0.63	1.81	0.68	3.12 人	
			技師 D	—	—	0.12	0.12 人	
庭 園 C	箇 所	200 m <sup>2</sup> 以上 400 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.47	0.08	0.08	0.63 人	
			技師 B	0.47	0.75	0.56	1.78 人	
			技師 C	0.47	1.50	0.56	2.53 人	
			技師 D	—	—	0.12	0.12 人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 [6-32](#) の補正率表を適用するものとする。

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 [6-31](#) の補正率表を適用するものとする。

注2 庭園の調査区域とした場合には、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

注2 庭園の調査区域とした場合には、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

表 [6-32](#)

表 [6-31](#)

設備の延べ面積	200 m <sup>2</sup> 未満	200 m <sup>2</sup> 以上 400 m <sup>2</sup> 未満	400 m <sup>2</sup> 以上 600 m <sup>2</sup> 未満	600 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満	1,000 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満
補正率	0.80	1.00	1.40	1.90	2.90

設備の延べ面積	200 m <sup>2</sup> 未満	200 m <sup>2</sup> 以上 400 m <sup>2</sup> 未満	400 m <sup>2</sup> 以上 600 m <sup>2</sup> 未満	600 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満	1,000 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満
補正率	0.80	1.00	1.40	1.90	2.90

2,000 m <sup>2</sup> 以上 5,000 m <sup>2</sup> 未満	5,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満	10,000 m <sup>2</sup> 以上 14,000 m <sup>2</sup> 未満
5.20	8.70	12.00

2,000 m <sup>2</sup> 以上 5,000 m <sup>2</sup> 未満	5,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満	10,000 m <sup>2</sup> 以上 14,000 m <sup>2</sup> 未満
5.20	8.70	12.00

# 用地調査等業務費積算要領 新旧対照表

令和3年版（令和3年9月）

改 正 案	現 行																																																																																																																																																																																																												
<p>(6) 墳墓等の調査及び算定</p> <p>墳墓等とは、墓地として都道府県知事の許可を受けた区域又はこれと同等と認めることが相当な区域内に存する死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設であって、これに付随する工作物及び立竹木を含むものをいい、その区分は、表 <u>6-33</u> によるものとし、各区分の単位当たり直接人件費の積算は、表 <u>6-34</u> により行うものとする。</p> <p>この場合の直接人件費は、次式によるものとする。</p> $\text{直接人件費} = (\text{単位当たり直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{10})$ <p style="text-align: right;">表 <u>6-33</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 70%;">判 断 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">寺院又は公営（私営を含む）墳墓</td> <td style="text-align: center;">墳墓 A</td> <td>墓地使用（祭祀）者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が3～4㎡程度のもの（10㎡当たり3画地程度）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">墳墓 B</td> <td>墓地使用（祭祀）者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が1.5～2㎡程度のもの（10㎡当たり5画地程度）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">墳墓 C</td> <td>墓地使用（祭祀）者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が1.5㎡以下程度のもの（10㎡当たり7画地程度）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">上記以外の墳墓</td> <td style="text-align: center;">墳墓 D</td> <td>墓地使用（祭祀）者の使用範囲が明確になっていないが、10㎡当たり3基～5基程度あるもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">墳墓 E</td> <td>墓地使用（祭祀）者の使用範囲が明確になっていないが、10㎡当たり7基程度あるもの</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">表 <u>6-34</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th rowspan="2">規 模</th> <th rowspan="2">職 種</th> <th colspan="3">外 業</th> <th rowspan="2">計</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>調 査</th> <th>図面等</th> <th>算 定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center;">墳墓 A</td> <td rowspan="5" style="text-align: center;">10㎡</td> <td rowspan="5" style="text-align: center;">3画地程度</td> <td style="text-align: center;">主任技師</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">0.05</td> <td style="text-align: center;">0.05人</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">技師 A</td> <td style="text-align: center;">0.16</td> <td style="text-align: center;">0.08</td> <td style="text-align: center;">0.06</td> <td style="text-align: center;">0.30人</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">技師 B</td> <td style="text-align: center;">0.16</td> <td style="text-align: center;">0.27</td> <td style="text-align: center;">0.33</td> <td style="text-align: center;">0.76人</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">技師 C</td> <td style="text-align: center;">0.16</td> <td style="text-align: center;">0.17</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">0.33人</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">技師 D</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">0.16</td> <td style="text-align: center;">0.16人</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center;">墳墓 B</td> <td rowspan="5" style="text-align: center;">10㎡</td> <td rowspan="5" style="text-align: center;">5画地程度</td> <td style="text-align: center;">主任技師</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">0.05</td> <td style="text-align: center;">0.05人</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">技師 A</td> <td style="text-align: center;">0.25</td> <td style="text-align: center;">0.08</td> <td style="text-align: center;">0.06</td> <td style="text-align: center;">0.39人</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">技師 B</td> <td style="text-align: center;">0.25</td> <td style="text-align: center;">0.46</td> <td style="text-align: center;">0.56</td> <td style="text-align: center;">1.27人</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">技師 C</td> <td style="text-align: center;">0.25</td> <td style="text-align: center;">0.17</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">0.42人</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">技師 D</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">0.27</td> <td style="text-align: center;">0.27人</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">主任技師</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">0.05</td> <td style="text-align: center;">0.05人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分		判 断 基 準	寺院又は公営（私営を含む）墳墓	墳墓 A	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が3～4㎡程度のもの（10㎡当たり3画地程度）	墳墓 B	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が1.5～2㎡程度のもの（10㎡当たり5画地程度）	墳墓 C	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が1.5㎡以下程度のもの（10㎡当たり7画地程度）	上記以外の墳墓	墳墓 D	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が明確になっていないが、10㎡当たり3基～5基程度あるもの	墳墓 E	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が明確になっていないが、10㎡当たり7基程度あるもの	区 分	単 位	規 模	職 種	外 業			計	備 考	調 査	図面等	算 定	墳墓 A	10㎡	3画地程度	主任技師	—	—	0.05	0.05人		技師 A	0.16	0.08	0.06	0.30人		技師 B	0.16	0.27	0.33	0.76人		技師 C	0.16	0.17	—	0.33人		技師 D	—	—	0.16	0.16人		墳墓 B	10㎡	5画地程度	主任技師	—	—	0.05	0.05人		技師 A	0.25	0.08	0.06	0.39人		技師 B	0.25	0.46	0.56	1.27人		技師 C	0.25	0.17	—	0.42人		技師 D	—	—	0.27	0.27人					主任技師	—	—	0.05	0.05人		<p>(6) 墳墓等の調査及び算定</p> <p>墳墓等とは、墓地として都道府県知事の許可を受けた区域又はこれと同等と認めることが相当な区域内に存する死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設であって、これに付随する工作物及び立竹木を含むものをいい、その区分は、表 <u>6-32</u> によるものとし、各区分の単位当たり直接人件費の積算は、表 <u>6-33</u> により行うものとする。</p> <p>この場合の直接人件費は、次式によるものとする。</p> $\text{直接人件費} = (\text{単位当たり直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{10})$ <p style="text-align: right;">表 <u>6-32</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 70%;">判 断 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">寺院又は公営（私営を含む）墳墓</td> <td style="text-align: center;">墳墓 A</td> <td>墓地使用（祭祀）者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が3～4㎡程度のもの（10㎡当たり3画地程度）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">墳墓 B</td> <td>墓地使用（祭祀）者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が1.5～2㎡程度のもの（10㎡当たり5画地程度）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">墳墓 C</td> <td>墓地使用（祭祀）者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が1.5㎡以下程度のもの（10㎡当たり7画地程度）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">上記以外の墳墓</td> <td style="text-align: center;">墳墓 D</td> <td>墓地使用（祭祀）者の使用範囲が明確になっていないが、10㎡当たり3基～5基程度あるもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">墳墓 E</td> <td>墓地使用（祭祀）者の使用範囲が明確になっていないが、10㎡当たり7基程度あるもの</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">表 <u>6-33</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th rowspan="2">規 模</th> <th rowspan="2">職 種</th> <th colspan="3">外 業</th> <th rowspan="2">計</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>調 査</th> <th>図面等</th> <th>算 定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center;">墳墓 A</td> <td rowspan="5" style="text-align: center;">10㎡</td> <td rowspan="5" style="text-align: center;">3画地程度</td> <td style="text-align: center;">主任技師</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">0.05</td> <td style="text-align: center;">0.05人</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">技師 A</td> <td style="text-align: center;">0.16</td> <td style="text-align: center;">0.08</td> <td style="text-align: center;">0.06</td> <td style="text-align: center;">0.30人</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">技師 B</td> <td style="text-align: center;">0.16</td> <td style="text-align: center;">0.27</td> <td style="text-align: center;">0.33</td> <td style="text-align: center;">0.76人</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">技師 C</td> <td style="text-align: center;">0.16</td> <td style="text-align: center;">0.17</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">0.33人</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">技師 D</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">0.16</td> <td style="text-align: center;">0.16人</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center;">墳墓 B</td> <td rowspan="5" style="text-align: center;">10㎡</td> <td rowspan="5" style="text-align: center;">5画地程度</td> <td style="text-align: center;">主任技師</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">0.05</td> <td style="text-align: center;">0.05人</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">技師 A</td> <td style="text-align: center;">0.25</td> <td style="text-align: center;">0.08</td> <td style="text-align: center;">0.06</td> <td style="text-align: center;">0.39人</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">技師 B</td> <td style="text-align: center;">0.25</td> <td style="text-align: center;">0.46</td> <td style="text-align: center;">0.56</td> <td style="text-align: center;">1.27人</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">技師 C</td> <td style="text-align: center;">0.25</td> <td style="text-align: center;">0.17</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">0.42人</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">技師 D</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">0.27</td> <td style="text-align: center;">0.27人</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">主任技師</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">0.05</td> <td style="text-align: center;">0.05人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分		判 断 基 準	寺院又は公営（私営を含む）墳墓	墳墓 A	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が3～4㎡程度のもの（10㎡当たり3画地程度）	墳墓 B	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が1.5～2㎡程度のもの（10㎡当たり5画地程度）	墳墓 C	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が1.5㎡以下程度のもの（10㎡当たり7画地程度）	上記以外の墳墓	墳墓 D	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が明確になっていないが、10㎡当たり3基～5基程度あるもの	墳墓 E	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が明確になっていないが、10㎡当たり7基程度あるもの	区 分	単 位	規 模	職 種	外 業			計	備 考	調 査	図面等	算 定	墳墓 A	10㎡	3画地程度	主任技師	—	—	0.05	0.05人		技師 A	0.16	0.08	0.06	0.30人		技師 B	0.16	0.27	0.33	0.76人		技師 C	0.16	0.17	—	0.33人		技師 D	—	—	0.16	0.16人		墳墓 B	10㎡	5画地程度	主任技師	—	—	0.05	0.05人		技師 A	0.25	0.08	0.06	0.39人		技師 B	0.25	0.46	0.56	1.27人		技師 C	0.25	0.17	—	0.42人		技師 D	—	—	0.27	0.27人					主任技師	—	—	0.05	0.05人	
区 分		判 断 基 準																																																																																																																																																																																																											
寺院又は公営（私営を含む）墳墓	墳墓 A	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が3～4㎡程度のもの（10㎡当たり3画地程度）																																																																																																																																																																																																											
	墳墓 B	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が1.5～2㎡程度のもの（10㎡当たり5画地程度）																																																																																																																																																																																																											
	墳墓 C	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が1.5㎡以下程度のもの（10㎡当たり7画地程度）																																																																																																																																																																																																											
上記以外の墳墓	墳墓 D	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が明確になっていないが、10㎡当たり3基～5基程度あるもの																																																																																																																																																																																																											
	墳墓 E	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が明確になっていないが、10㎡当たり7基程度あるもの																																																																																																																																																																																																											
区 分	単 位	規 模	職 種	外 業			計	備 考																																																																																																																																																																																																					
				調 査	図面等	算 定																																																																																																																																																																																																							
墳墓 A	10㎡	3画地程度	主任技師	—	—	0.05	0.05人																																																																																																																																																																																																						
			技師 A	0.16	0.08	0.06	0.30人																																																																																																																																																																																																						
			技師 B	0.16	0.27	0.33	0.76人																																																																																																																																																																																																						
			技師 C	0.16	0.17	—	0.33人																																																																																																																																																																																																						
			技師 D	—	—	0.16	0.16人																																																																																																																																																																																																						
墳墓 B	10㎡	5画地程度	主任技師	—	—	0.05	0.05人																																																																																																																																																																																																						
			技師 A	0.25	0.08	0.06	0.39人																																																																																																																																																																																																						
			技師 B	0.25	0.46	0.56	1.27人																																																																																																																																																																																																						
			技師 C	0.25	0.17	—	0.42人																																																																																																																																																																																																						
			技師 D	—	—	0.27	0.27人																																																																																																																																																																																																						
			主任技師	—	—	0.05	0.05人																																																																																																																																																																																																						
区 分		判 断 基 準																																																																																																																																																																																																											
寺院又は公営（私営を含む）墳墓	墳墓 A	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が3～4㎡程度のもの（10㎡当たり3画地程度）																																																																																																																																																																																																											
	墳墓 B	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が1.5～2㎡程度のもの（10㎡当たり5画地程度）																																																																																																																																																																																																											
	墳墓 C	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が1.5㎡以下程度のもの（10㎡当たり7画地程度）																																																																																																																																																																																																											
上記以外の墳墓	墳墓 D	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が明確になっていないが、10㎡当たり3基～5基程度あるもの																																																																																																																																																																																																											
	墳墓 E	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が明確になっていないが、10㎡当たり7基程度あるもの																																																																																																																																																																																																											
区 分	単 位	規 模	職 種	外 業			計	備 考																																																																																																																																																																																																					
				調 査	図面等	算 定																																																																																																																																																																																																							
墳墓 A	10㎡	3画地程度	主任技師	—	—	0.05	0.05人																																																																																																																																																																																																						
			技師 A	0.16	0.08	0.06	0.30人																																																																																																																																																																																																						
			技師 B	0.16	0.27	0.33	0.76人																																																																																																																																																																																																						
			技師 C	0.16	0.17	—	0.33人																																																																																																																																																																																																						
			技師 D	—	—	0.16	0.16人																																																																																																																																																																																																						
墳墓 B	10㎡	5画地程度	主任技師	—	—	0.05	0.05人																																																																																																																																																																																																						
			技師 A	0.25	0.08	0.06	0.39人																																																																																																																																																																																																						
			技師 B	0.25	0.46	0.56	1.27人																																																																																																																																																																																																						
			技師 C	0.25	0.17	—	0.42人																																																																																																																																																																																																						
			技師 D	—	—	0.27	0.27人																																																																																																																																																																																																						
			主任技師	—	—	0.05	0.05人																																																																																																																																																																																																						

用地調査等業務費積算要領 新旧対照表

令和3年版(令和3年9月)

改正案										
墳墓 C	10 m <sup>2</sup>	7画地程度	技師 A	0.36	0.08	0.06	0.50 人			
			技師 B	0.36	0.65	0.78	1.79 人			
			技師 C	0.36	0.21	—	0.57 人			
			技師 D	—	—	0.38	0.38 人			
墳墓 D	10 m <sup>2</sup>	3～5基 (画地)程度	主任技師	—	—	0.05	0.05 人			
			技師 A	0.21	0.08	0.06	0.35 人			
			技師 B	0.21	0.37	0.45	1.03 人			
			技師 C	0.21	0.21	—	0.42 人			
			技師 D	—	—	0.22	0.22 人			
墳墓 E	10 m <sup>2</sup>	7基 (画地)程度	主任技師	—	—	0.05	0.05 人			
			技師 A	0.36	0.08	0.06	0.50 人			
			技師 B	0.36	0.65	0.78	1.79 人			
			技師 C	0.36	0.26	—	0.62 人			
			技師 D	—	—	0.38	0.38 人			

注1 墳墓の調査及び算定は、墓石、墓誌等、カロート、石積、囲障(生垣を含む)、立竹木等について行うものとする。

注2 当該墳墓に埋葬されている霊位数の調査は、第5権利調査 2墓地管理者等の調査で行うものとする。

7 建物等の残地移転要件の該当性の検討

工場、店舗、営業所、ドライブイン、コンビニエンスストア、パチンコ店、ガソリンスタンド、ゴルフ練習場等の大規模なもの(以下、第9までにおいて「大規模工場等」という。)以外の建物等の残地移転要件の該当性の検討に必要となる、現況の敷地における建物等の位置関係、敷地利用の状況等の詳細な現地調査及び権利者等からの聞き取り調査を行ったうえで、残地が通常妥当と認められる移転先であるかの検討を行い、有形的・機能的・法制的に有効な移転想定配置図及び有形的・機能的・法制的に検討を行った資料(検討概要書)を作成する(第9移転工法案の検討に該当するものを除く。)ものであり、これに要する直接人件費の積算は、表6-35により行うものとする。

表 6-35

区分	単位	職種	外業		内業		計	備考
			調査	図面等	算定			
建物等の残地移転要件の該当性の検討	権利者	技師 A	0.24	0.41	—	0.65 人		
		技師 B	0.24	0.32	—	0.56 人		
		技師 C	0.24	0.67	—	0.91 人		
		技師 D	—	0.19	—	0.19 人		

注1 建物以外の植栽、自動車の保管場所等のみが支障となり、残地がそれらの通常妥当と認められる移転先であるかの検討を行う必要がある場合においても、本表を適用することができるものとし、検討結果に基づき、直接支障とならない建物等の調査が必要と判断された場合には、別途建物等の調査を実施するものとする。

注2 駐車場等の使用実態調査を時間毎などに複数回(2回以上)行う必要がある業種については、表8-6を加算することができるものとする。

現行										
墳墓 C	10 m <sup>2</sup>	7画地程度	技師 A	0.36	0.08	0.06	0.50 人			
			技師 B	0.36	0.65	0.78	1.79 人			
			技師 C	0.36	0.21	—	0.57 人			
			技師 D	—	—	0.38	0.38 人			
墳墓 D	10 m <sup>2</sup>	3～5基 (画地)程度	主任技師	—	—	0.05	0.05 人			
			技師 A	0.21	0.08	0.06	0.35 人			
			技師 B	0.21	0.37	0.45	1.03 人			
			技師 C	0.21	0.21	—	0.42 人			
			技師 D	—	—	0.22	0.22 人			
墳墓 E	10 m <sup>2</sup>	7基 (画地)程度	主任技師	—	—	0.05	0.05 人			
			技師 A	0.36	0.08	0.06	0.50 人			
			技師 B	0.36	0.65	0.78	1.79 人			
			技師 C	0.36	0.26	—	0.62 人			
			技師 D	—	—	0.38	0.38 人			

注1 墳墓の調査及び算定は、墓石、墓誌等、カロート、石積、囲障(生垣を含む)、立竹木等について行うものとする。

注2 当該墳墓に埋葬されている霊位数の調査は、第5権利調査 2墓地管理者等の調査で行うものとする。

7 建物等の残地移転要件の該当性の検討

工場、店舗、営業所、ドライブイン、コンビニエンスストア、パチンコ店、ガソリンスタンド、ゴルフ練習場等の大規模なもの(以下、第9までにおいて「大規模工場等」という。)以外の建物等の残地移転要件の該当性の検討に必要となる、現況の敷地における建物等の位置関係、敷地利用の状況等の詳細な現地調査及び権利者等からの聞き取り調査を行ったうえで、残地が通常妥当と認められる移転先であるかの検討を行い、有形的・機能的・法制的に有効な移転想定配置図及び有形的・機能的・法制的に検討を行った資料(検討概要書)を作成する(第9移転工法案の検討に該当するものを除く。)ものであり、これに要する直接人件費の積算は、表6-34により行うものとする。

表 6-34

区分	単位	職種	外業		内業		計	備考
			調査	図面等	算定			
建物等の残地移転要件の該当性の検討	権利者	技師 A	0.24	0.41	—	0.65 人		
		技師 B	0.24	0.32	—	0.56 人		
		技師 C	0.24	0.67	—	0.91 人		
		技師 D	—	0.19	—	0.19 人		

注1 建物以外の植栽、自動車の保管場所等のみが支障となり、残地がそれらの通常妥当と認められる移転先であるかの検討を行う必要がある場合においても、本表を適用することができるものとし、検討結果に基づき、直接支障とならない建物等の調査が必要と判断された場合には、別途建物等の調査を実施するものとする。

注2 駐車場等の使用実態調査を時間毎などに複数回(2回以上)行う必要がある業種については、表8-6を加算することができるものとする。

# 用地調査等業務費積算要領 新旧対照表

令和3年版（令和3年9月）

改 正 案

現 行

## 8 照応建物の設計案の作成等

「7建物等の残地移転要件の該当性の検討」により、残地において照応建物による建物の再現が可能であることを確認したうえで、経済的検討を行う（照応建物に係る建物の推定建築費の積算は策定した建物計画案に基づき概算額により行い、照応建物の補償総額と構外再築工法の補償総額との比較を行う）ものである。

### （1）建物計画案の策定

照応建物に係る建物の推定建築費の積算に必要な建物計画案を策定するものであり、これに要する直接人件費の積算は、表 [6-36](#) により行うものとする。

表 6-36

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		
建物計画案の策定	計画案 1 案 当たり	技師 A	—	0.13	—	0.13 人	
		技師 B	—	0.37	—	0.37 人	

注 概算額による照応建物の推定建築費の積算を必要としない場合の照応建物の詳細設計（照応建物の補償額算定）を行う場合においても、表 [6-36](#) を適用するものとする。

### （2）照応建物の設計案の作成

概算額による照応建物の推定建築費の積算に要する直接人件費の積算は、表 [6-37](#) により行うものとする。

なお、照応建物によることが妥当と判断された場合における照応建物の詳細設計（照応建物の補償額算定）は、第6建物等の調査 4建物の調査の調査内業（図面等）及び算定により行うものとする。

ただし、当該照応建物の詳細設計が、用途の異なる複数棟の建物を集約化（立体化を含む）することにより構造が複雑となる場合などは、第9移転工法案の検討 6照応建物の詳細設計等を適用することができるものとする。

表 6-37

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		
照応建物の設計案の作成	設計案 1 案 当たり	技師 A	—	0.06	0.14	0.20 人	
		技師 B	—	0.72	0.46	1.18 人	
		技師 C	—	0.41	—	0.41 人	
		技師 D	—	—	0.10	0.10 人	

注 概算額による照応建物の推定建築費の積算を必要としない場合における照応建物の詳細設計（照応建物の補償額算定）は、第6建物等の調査 4建物の調査の調査内業（図面等）及び算定により行うものとし、当該照応建物の詳細設計が、用途の異なる複数棟の建物を集約化（立体化を含む）することにより構造が複雑となる場合などは、第9移転工法案の検討 6照応建物の詳細設計等を適用することができるものとする。

## 8 照応建物の設計案の作成等

「7建物等の残地移転要件の該当性の検討」により、残地において照応建物による建物の再現が可能であることを確認したうえで、経済的検討を行う（照応建物に係る建物の推定建築費の積算は策定した建物計画案に基づき概算額により行い、照応建物の補償総額と構外再築工法の補償総額との比較を行う）ものである。

### （1）建物計画案の策定

照応建物に係る建物の推定建築費の積算に必要な建物計画案を策定するものであり、これに要する直接人件費の積算は、表 [6-35](#) により行うものとする。

表 6-35

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		
建物計画案の策定	計画案 1 案 当たり	技師 A	—	0.13	—	0.13 人	
		技師 B	—	0.37	—	0.37 人	

注 概算額による照応建物の推定建築費の積算を必要としない場合の照応建物の詳細設計（照応建物の補償額算定）を行う場合においても、表 [6-35](#) を適用するものとする。

### （2）照応建物の設計案の作成

概算額による照応建物の推定建築費の積算に要する直接人件費の積算は、表 [6-36](#) により行うものとする。

なお、照応建物によることが妥当と判断された場合における照応建物の詳細設計（照応建物の補償額算定）は、第6建物等の調査 4建物の調査の調査内業（図面等）及び算定により行うものとする。

ただし、当該照応建物の詳細設計が、用途の異なる複数棟の建物を集約化（立体化を含む）することにより構造が複雑となる場合などは、第9移転工法案の検討 6照応建物の詳細設計等を適用することができるものとする。

表 6-36

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		
照応建物の設計案の作成	設計案 1 案 当たり	技師 A	—	0.06	0.14	0.20 人	
		技師 B	—	0.72	0.46	1.18 人	
		技師 C	—	0.41	—	0.41 人	
		技師 D	—	—	0.10	0.10 人	

注 概算額による照応建物の推定建築費の積算を必要としない場合における照応建物の詳細設計（照応建物の補償額算定）は、第6建物等の調査 4建物の調査の調査内業（図面等）及び算定により行うものとし、当該照応建物の詳細設計が、用途の異なる複数棟の建物を集約化（立体化を含む）することにより構造が複雑となる場合などは、第9移転工法案の検討 6照応建物の詳細設計等を適用することができるものとする。

用地調査等業務費積算要領 新旧対照表

令和3年版（令和3年9月）

改正案	現行
<p>(略)</p> <p>(別添2) 国土交通省関東地方整備局 用地調査等業務費積算基準</p> <p>(令和3年8月時点)</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(別添2) 国土交通省関東地方整備局 用地調査等業務費積算基準</p> <p>(令和2年8月時点)</p> <p>(略)</p>



付替道水路財産整理等積算要領 新旧対照表

令和3年版（令和3年9月）

改正案	現行
<p>(略)</p> <p>2 業務費の内容</p> <p>(1) 作業価格</p> <p>ア 直接作業費</p> <p>直接作業費は、次の項目について計上する。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 直接経費</p> <p>(a) 旅費交通費</p> <p>付替道水路財産整理等業務を実施するために要する交通、滞在等の費用であり、宿泊、滞在を伴わない業務の場合の旅費交通費の積算にあたっては、(a)－1を原則適用し、宿泊、滞在を伴う業務の場合は、(a)－2を原則適用する。ただし、現地条件等により、(a)－1、(a)－2によりがたい _____ 場合は、_____ (a)－3を適用する。</p> <p>(a)－1 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴わない業務の場合）</p> <p>業務の直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算すること。</p> <p>往復旅行時間にかかる直接人件費は積算上含まれているため、別途計上しない。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>同一業務の中で、複数業務の積算を行う場合は、それぞれの業務の率を用い</p>	<p>(略)</p> <p>2 業務費の内容</p> <p>(1) 作業価格</p> <p>ア 直接作業費</p> <p>直接作業費は、次の項目について計上する。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 直接経費</p> <p>(a) 旅費交通費</p> <p>付替道水路財産整理等業務を実施するために要する交通、滞在等の費用であり、宿泊、滞在を伴わない業務の場合の旅費交通費の積算にあたっては、(a)－1を原則適用し、宿泊、滞在を伴う業務の場合は、(a)－2を原則適用する。ただし、現地条件等により、(a)－1、(a)－2によりがたい <u>事象の発生や業務の設計変更が生じた場合は、当初設計分も含めて</u> (a)－3を適用する。</p> <p>(a)－1 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴わない業務の場合）</p> <p>業務の直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算すること。</p> <p>往復旅行時間にかかる直接人件費は積算上含まれているため、別途計上しない。</p> <p><u>設計変更により業務が適用対象外となった場合、当初設計分も含め(a)－3を適用する。</u></p> <p>同一業務の中で、複数業務の積算を行う場合は、それぞれの業務の率を用い</p>



## 付替道水路財産整理等積算要領 新旧対照表

令和3年版（令和3年9月）

改 正 案	現 行																
<p>て算出すること。</p> <table border="1" style="margin: 10px auto; width: 80%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">旅費交通費</td> <td style="text-align: center;">旅費交通費の上限（千円）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">直接人件費の0.56%</td> <td style="text-align: center;">230</td> </tr> </table> <p>（注）旅費交通費の率は、打合せ、関係機関協議にかかるとする費用を含んでいる。</p> <p>(a)－2 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴う業務の場合）</p> <p>① 率を用いた積算</p> <p>業務の直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算すること。</p> <p>往復旅行時間にかかる直接人件費は含まれていないため、別途計上する。</p> <hr style="border: 1px solid red; margin: 10px 0;"/> <p>同一業務の中で、複数業務の積算を行う場合は、それぞれの業務の率を用いて算出すること。</p> <table border="1" style="margin: 10px auto; width: 80%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">旅費交通費</td> <td style="text-align: center;">旅費交通費の上限（千円）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">直接人件費の0.83%</td> <td style="text-align: center;">313</td> </tr> </table> <p>（注）旅費交通費の率は、打合せ、関係機関協議にかかるとする費用を含んでいる。</p> <p>② 率を用いた場合の日当・宿泊料の積算</p> <p>業務に対して定められた係数（下記表を参照）に延べ宿泊日数及び滞在日数を乗じた額を、日当・宿泊料として積算すること。</p>	旅費交通費	旅費交通費の上限（千円）	直接人件費の0.56%	230	旅費交通費	旅費交通費の上限（千円）	直接人件費の0.83%	313	<p>て算出すること。</p> <table border="1" style="margin: 10px auto; width: 80%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">旅費交通費</td> <td style="text-align: center;">旅費交通費の上限（千円）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">直接人件費の0.56%</td> <td style="text-align: center;">230</td> </tr> </table> <p>（注）旅費交通費の率は、打合せ、関係機関協議の費用とする。</p> <p>(a)－2 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴う業務の場合）</p> <p>① 率を用いた積算</p> <p>業務の直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算すること。</p> <p>往復旅行時間にかかる直接人件費は含まれていないため、別途計上する。</p> <p style="color: red;">設計変更により業務が適用対象外となった場合、当初設計分も含め(a)－3を適用する。</p> <p>同一業務の中で、複数業務の積算を行う場合は、それぞれの業務の率を用いて算出すること。</p> <table border="1" style="margin: 10px auto; width: 80%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">旅費交通費</td> <td style="text-align: center;">旅費交通費の上限（千円）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">直接人件費の0.83%</td> <td style="text-align: center;">313</td> </tr> </table> <p>（注）旅費交通費の率は、打合せ、関係機関協議の費用とする。</p> <p>② 率を用いた場合の日当・宿泊料の積算</p> <p>業務に対して定められた係数（下記表を参照）に延べ宿泊日数及び滞在日数を乗じた額を、日当・宿泊料として積算すること。</p>	旅費交通費	旅費交通費の上限（千円）	直接人件費の0.56%	230	旅費交通費	旅費交通費の上限（千円）	直接人件費の0.83%	313
旅費交通費	旅費交通費の上限（千円）																
直接人件費の0.56%	230																
旅費交通費	旅費交通費の上限（千円）																
直接人件費の0.83%	313																
旅費交通費	旅費交通費の上限（千円）																
直接人件費の0.56%	230																
旅費交通費	旅費交通費の上限（千円）																
直接人件費の0.83%	313																

## 付替道水路財産整理等積算要領 新旧対照表

令和3年版（令和3年9月）

改 正 案	現 行				
<p>往復旅行時間にかかる直接人件費については、別途計上する。</p> <hr style="border: 1px solid red;"/> <p>同一業務の中で、複数業務の積算を行う場合は、それぞれの業務の率を用いて算出すること。</p> <table border="1" style="margin: 20px auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 5px;">日当・宿泊料（千円）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">7.3X</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">X：延べ宿泊日数及び滞在日数 <u>（休日補正日数は除く）</u></p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>ウ 一般管理費等</p> <p>一般管理費は、一般管理費及び付加利益による。</p> <p>(ア) 一般管理費</p> <p>一般管理費は、付替道水路財産整理等業務を実施する企業の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、公租公課、保険料、<u>雑費</u>等を含む。</p> <p>(イ) 付加利益</p>	日当・宿泊料（千円）	7.3X	<p>往復旅行時間にかかる直接人件費については、別途計上する。</p> <p style="color: red; text-decoration: underline;">設計変更により業務が適用対象外となった場合、当初設計分も含め(a)-3を適用する。</p> <p>同一業務の中で、複数業務の積算を行う場合は、それぞれの業務の率を用いて算出すること。</p> <table border="1" style="margin: 20px auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 5px;">日当・宿泊料（千円）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">7.3X</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">X：延べ宿泊日数及び滞在日数 _____</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>ウ 一般管理費等</p> <p>一般管理費は、一般管理費及び付加利益による。</p> <p>(ア) 一般管理費</p> <p>一般管理費は、付替道水路財産整理等業務を実施する企業の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、公租公課、保険料、<u>雑品</u>等を含む。</p> <p>(イ) 付加利益</p>	日当・宿泊料（千円）	7.3X
日当・宿泊料（千円）					
7.3X					
日当・宿泊料（千円）					
7.3X					

## 付替道水路財産整理等積算要領 新旧対照表

令和3年版（令和3年9月）

改 正 案	現 行																																																
<p>付加利益は、付替道水路財産整理等業務を実施する企業を<u>継続的に</u>運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、内部<u>留保金</u>、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含む。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>3 業務費の算出                      (1)～(3) (略)                      (4) 安全費の積算                      (略)</p> <p style="text-align: center;">安全費率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 15%;">①</th> <th style="width: 15%;">②</th> <th style="width: 15%;">③</th> <th style="width: 15%;">④</th> <th style="width: 20%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">地域区分 場所</td> <td style="text-align: center;">大市街地</td> <td style="text-align: center;">市街地甲</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">市街地乙・都市近郊</td> <td style="text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鉄道・道路上</td> <td style="text-align: center;">4.0%</td> <td style="text-align: center;">3.5%</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">3.0%</td> <td style="text-align: center;">2.5%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">そ の 他</td> <td colspan="5" style="text-align: center;">上記数値内で危険度に応じて計上することができる。</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 地域が複数となる場合は、地域毎の区間（距離）を重量とし、加重平均により率を<u>小数第1位（小数第2位を四捨五入）</u>まで算出する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>		①	②	③	④		地域区分 場所	大市街地	市街地甲	市街地乙・都市近郊		その他	鉄道・道路上	4.0%	3.5%	3.0%		2.5%	そ の 他	上記数値内で危険度に応じて計上することができる。					<p>付加利益は、付替道水路財産整理等業務を実施する企業を<u>継続的に</u>運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、内部<u>留保金</u>、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含む。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>3 業務費の算出                      (1)～(3) (略)                      (4) 安全費の積算                      (略)</p> <p style="text-align: center;">安全費率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 15%;">①</th> <th style="width: 15%;">②</th> <th style="width: 15%;">③</th> <th style="width: 15%;">④</th> <th style="width: 20%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">地域区分 場所</td> <td style="text-align: center;">大市街地</td> <td style="text-align: center;">市街地甲</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">市街地乙・都市近郊</td> <td style="text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鉄道・道路上</td> <td style="text-align: center;">4.0%</td> <td style="text-align: center;">3.5%</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">3.0%</td> <td style="text-align: center;">2.5%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">そ の 他</td> <td colspan="5" style="text-align: center;">上記数値内で危険度に応じて計上することができる。</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 地域が複数となる場合は、地域毎の区間（距離）を重量とし、加重平均により率を_____算出する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>		①	②	③	④		地域区分 場所	大市街地	市街地甲	市街地乙・都市近郊		その他	鉄道・道路上	4.0%	3.5%	3.0%		2.5%	そ の 他	上記数値内で危険度に応じて計上することができる。				
	①	②	③	④																																													
地域区分 場所	大市街地	市街地甲	市街地乙・都市近郊		その他																																												
鉄道・道路上	4.0%	3.5%	3.0%		2.5%																																												
そ の 他	上記数値内で危険度に応じて計上することができる。																																																
	①	②	③	④																																													
地域区分 場所	大市街地	市街地甲	市街地乙・都市近郊		その他																																												
鉄道・道路上	4.0%	3.5%	3.0%		2.5%																																												
そ の 他	上記数値内で危険度に応じて計上することができる。																																																

公共嘱託登記等業務委託積算要領 新旧対照表

令和3年版（令和3年9月）

改 正 案	現 行																		
<p><u>公共嘱託登記等業務委託積算要領</u></p> <p><u>I 適用範囲</u></p> <p><u>この積算要領は、公共事業に係る公共嘱託登記を委託する場合に適用するものとし、表示に関する登記は「II 表示に関する登記」に基づき、権利に関する登記は「III 権利に関する登記」に基づき積算するものとする。</u></p> <p><u>II 表示に関する登記</u></p> <p><u>1 委託費の構成</u></p> <p><u>表示に関する登記に係る委託費の構成は、次によるものとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">区 分</th> <th style="width: 33%;">工 種</th> <th style="width: 33%;">種 別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公共嘱託登記業務</td> <td>調 査 業 務</td> <td>資 料 調 査</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>現 地 調 査</td> </tr> <tr> <td></td> <td>測 量 業 務</td> <td>面 積 測 量</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>境 界 標 設 置</td> </tr> <tr> <td></td> <td>申 請 手 続 き 業 務</td> <td>申 請 手 続 き 業 務</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	工 種	種 別	公共嘱託登記業務	調 査 業 務	資 料 調 査			現 地 調 査		測 量 業 務	面 積 測 量			境 界 標 設 置		申 請 手 続 き 業 務	申 請 手 続 き 業 務	<p><u>( 新 設 )</u></p>
区 分	工 種	種 別																	
公共嘱託登記業務	調 査 業 務	資 料 調 査																	
		現 地 調 査																	
	測 量 業 務	面 積 測 量																	
		境 界 標 設 置																	
	申 請 手 続 き 業 務	申 請 手 続 き 業 務																	

公共嘱託登記等業務委託積算要領 新旧対照表

令和3年版（令和3年9月）

改正案	現行
<p>書類の作成等</p> <p>地役権図面の作成</p> <p>筆界確認書等への署名・押印</p> <p>地図訂正業務</p>	<p>書類の作成</p> <p>謄抄本交付申請手続き及び受領</p> <p>原本の複製</p> <p>調査報告書</p> <p>地役権図面の作成</p> <p>筆界確認書等への署名・押印</p> <p>現地調査</p> <p>登記簿等調査</p> <p>地図の閲覧謄写（公図）</p> <p>図面の閲覧謄写（地積測量図）</p> <p>地図の解析</p> <p>登記内容の解析</p>

公共嘱託登記等業務委託積算要領 新旧対照表

令和3年版（令和3年9月）

改正案	現行
<div style="text-align: right; margin-right: 20px;"> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">住 民 票 調 査</div>  <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">相 続 調 査</div>  <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">承 諾 書 徴 収 作 業</div>  <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">申 出 書</div>  <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">実 地 調 査 書</div> </div> <div style="margin-top: 20px; margin-right: 20px;"> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">諸 経 費</div> </div> <div style="margin-top: 20px; margin-right: 20px;"> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">業 務 価 格</div> </div> <div style="margin-top: 20px; margin-right: 20px;"> <div style="border: 1px dashed red; padding: 2px; display: inline-block;">消 費 税 等 相 当 額</div> </div> <div style="margin-top: 20px; margin-right: 20px;"> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">委 託 費</div> </div> <div style="margin-top: 20px; margin-right: 20px;"> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">委託費</div> <div style="border-left: 1px solid red; border-bottom: 1px solid red; width: 100px; height: 100px; position: relative;"> <div style="position: absolute; top: 0; right: 0; border-left: 1px solid red; border-bottom: 1px solid red; width: 50px; height: 20px;"></div> <div style="position: absolute; top: 20px; right: 0; border-left: 1px solid red; border-bottom: 1px solid red; width: 50px; height: 20px;"></div> <div style="position: absolute; bottom: 0; right: 0; border-left: 1px solid red; border-bottom: 1px solid red; width: 100px; height: 20px;"></div> </div> <div style="margin-left: 10px;"> <p>人件費</p> <p>諸経費</p> <p>消費税等相当額</p> </div> </div> </div>	

公共嘱託登記等業務委託積算要領 新旧対照表

令和3年版（令和3年9月）

改正案	現行								
<p><u>2 委託費の内容及び積算</u></p> <p><u>(1) 人件費</u></p> <p><u>人件費は、公共嘱託登記（土地家屋調査士）に従事する者の人件費で、別表1「公共嘱託登記（土地家屋調査士）委託歩掛」を標準とするものとし、積算に係る土地家屋調査士、補助者A及び補助者Bの基準日額は、次表に掲げる「役務関係技術者賃金表」の「測量関係」の単価を使用するものとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="241 694 949 874"> <thead> <tr> <th>職 種 名</th> <th>役務関係技術者賃金表・測量関係</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地家屋調査士</td> <td>測量主任技師</td> </tr> <tr> <td>補助者A</td> <td>測量技師補</td> </tr> <tr> <td>補助者B</td> <td>測量助手</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(2) 諸経費</u></p> <p><u>諸経費は、事務所維持経費等人件費で積算される以外の経費で、人件費の40%を標準とする。</u></p> <p><u>3 別表1「公共嘱託登記（土地家屋調査士）委託歩掛」について</u></p> <p><u>(1) 本歩掛は、必要な書類を委託者において収集した場合の歩掛であり、これらの書類の収集を受託者に依頼した場合は、別途、適正に定めるものとする。</u></p>	職 種 名	役務関係技術者賃金表・測量関係	土地家屋調査士	測量主任技師	補助者A	測量技師補	補助者B	測量助手	
職 種 名	役務関係技術者賃金表・測量関係								
土地家屋調査士	測量主任技師								
補助者A	測量技師補								
補助者B	測量助手								

公共嘱託登記等業務委託積算要領 新旧対照表

令和3年版（令和3年9月）

改正案	現行												
<p><u>(2) 標石、材料費及びその運搬費は実費とする。</u></p> <p><u>(3) 目的地まで往復20kmを超える旅費については、別途、実費を加算することができる。</u></p> <p><u>(4) 地域における慣行により本歩掛により難いとき、又は本歩掛に定めのない事項については、機構が定める別の積算基準又は他起業者の積算基準等を参考として積算することができる。</u></p> <p><u>Ⅲ 権利に関する登記</u></p> <p><u>1 委託費の構成</u></p> <p><u>権利に関する登記に係る委託費の構成は、次によるものとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="147 970 1093 1249"> <tr> <td>区 分</td> <td>工 種</td> <td>種 別</td> </tr> <tr> <td>公共嘱託登記業務</td> <td>登記に関する申請手続き</td> <td>所 有 権 保 存</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>相 続</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>所 有 権 移 転</td> </tr> </table>	区 分	工 種	種 別	公共嘱託登記業務	登記に関する申請手続き	所 有 権 保 存			相 続			所 有 権 移 転	
区 分	工 種	種 別											
公共嘱託登記業務	登記に関する申請手続き	所 有 権 保 存											
		相 続											
		所 有 権 移 転											



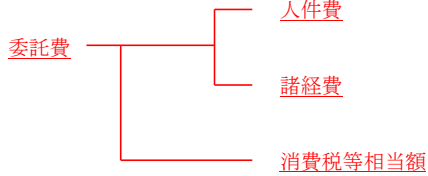
公共嘱託登記等業務委託積算要領 新旧対照表

令和3年版（令和3年9月）

改正案	現行
<p data-bbox="427 715 734 746">書類の作成、その他</p> <p data-bbox="427 1102 734 1134">割増料・相談業務</p>	<p data-bbox="786 403 1093 435">用益権・担保権の設定</p> <p data-bbox="786 480 1093 512">用益権・担保権の移転又は処分</p> <p data-bbox="786 560 1093 592">登記名義人の表示変更・更正</p> <p data-bbox="786 639 1093 671">抹消・変更・その他</p> <p data-bbox="786 719 1093 751">文案を要するもの</p> <p data-bbox="786 799 1093 831">文案を要しないもの</p> <p data-bbox="786 879 1093 975">謄抄本・登記事項証明書・登記要約書又は印鑑証明書の請求及び受領</p> <p data-bbox="786 1023 1093 1054">登記簿閲覧等</p> <p data-bbox="786 1102 1093 1134">割増料Ⅰ</p> <p data-bbox="786 1182 1093 1214">割増料Ⅱ</p> <p data-bbox="786 1262 1093 1294">割増料Ⅲ</p>

公共嘱託登記等業務委託積算要領 新旧対照表

令和3年版（令和3年9月）

改正案	現行
<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">相 談 業 務</div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">諸 経 費</div> <div style="margin-bottom: 10px;">業 務 価 格</div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">消 費 税 等 相 当 額</div> <div style="margin-bottom: 10px;">委 託 費</div> <div style="margin-left: 40px;">  <pre> graph LR     A[委託費] --- B[人件費]     A --- C[諸経費]     A --- D[消費税等相当額]             </pre> </div> <p><u>2 委託費の内容及び積算</u></p> <p><u>(1) 人件費</u></p> <p><u>人件費は、公共嘱託登記（司法書士）に従事する者の人件費で、別表2「公共嘱託登記（司法書士）委託歩掛」を標準とするものとし、積算に係る司法書士の基準日額は、「役務関係技術者賃金表」の「測量関係」の「測量主任技師」を使用するものとする。</u></p>	

公共嘱託登記等業務委託積算要領 新旧対照表

令和3年版（令和3年9月）

改正案	現行
<p><u>(2) 諸経費</u></p> <p><u>諸経費は、事務所維持経費等人件費で積算される以外の経費で、人件費の40%を標準とする。</u></p> <p><u>3 別表2「公共嘱託登記（司法書士）委託歩掛」について</u></p> <p><u>(1) 本歩掛は、必要な書類を委託者において収集した場合の歩掛であり、これらの書類の収集を受託者に依頼した場合は、別途、適正に定めるものとする。</u></p> <p><u>(2) 不動産の個数が5個を超えるときには、委託者及び受託者で協議の上、不動産の個数5個までを1件とすることができる。</u></p> <p><u>(3) 地域における慣行により本歩掛により難いとき、又は本歩掛に定めのない事項については、機構が定める別の積算基準又は他起業者の積算基準等を参考として積算することができる。</u></p>	

公共嘱託登記等業務委託積算要領 新旧対照表

令和3年版(令和3年9月)

改正案			現行			
別表1						
公共嘱託登記(土地家屋調査士)委託歩掛						
1. 調査業務						
種別	細別	単位	土地家屋調査士 (人)	補助者A (人)	補助者B (人)	備考
(1)資料調査	ア、公簿類	1筆個	0.016			
	イ、地図類	1筆	0.016			
	ウ、図面類	1筆個	0.036			
	エ、疎明書面	1件	0.074			
(2)現地調査						
①事前調査		1件	0.284	0.284	0.218	
②筆界確認						
	ア、立会同行	1回	0.500			
	イ、境界点確認	1点	0.034	0.034	0.020	
	ウ、引照点確認	1点	0.128	0.128	0.076	
	エ、多角測量	1点	0.168	0.168	0.125	
	オ、復元測量	1点	0.117	0.117	0.056	
	カ、面地調整	1区画 加算	0.254	0.254		
	ク	1区画ごと	0.169	0.169		
注：②筆界確認の加減率について						
イ、地域区分により、50%以内の加算又は50%以内を減算することができる。						
ウ、地域区分により、50%以内の加算又は50%以内を減算することができる。						
エ、地域区分、作業の難易度により、50%以内の加算又は50%以内を減算することができる。						
オ、地域区分により、50%以内の加算又は50%以内を減算することができる。						
カ、作業の難易度により、50%以内の加算又は50%以内を減算することができる。						
③立会	ア、民有地境界					
	A、立会確認	1点	0.069	0.069	0.041	
	B、測距・探索	1点	0.090	0.090	0.062	
	C、特殊作業	1点	0.111	0.111	0.083	
	イ、公共用地境界					
	Aランク	1点	0.148	0.148	0.093	
	Bランク	1点	0.521	0.521	0.264	
	Cランク	1点	0.636	0.636	0.328	

公共嘱託登記等業務委託積算要領 新旧対照表

令和3年版(令和3年9月)

改正案		現行				
<p>注：③立会の加減率について                      地域区分、作業の難易度により、50%以内の加算又は50%以内を減算することができる。</p>						
2. 測量業務						
種別	細別	単位	土地家屋 調査士 (人)	補助者A (人)	補助者B (人)	備考
(1)面積測量	地積					
土地	100㎡以下	1件	0.418	0.418	0.176	
	200㎡以下	1件	0.518	0.518	0.249	
	300㎡以下	1件	0.596	0.596	0.306	
	400㎡以下	1件	0.661	0.661	0.353	
	600㎡以下	1件	0.771	0.771	0.433	
	800㎡以下	1件	0.864	0.864	0.500	
	1,000㎡以下	1件	0.944	0.944	0.559	
	2,000㎡以下	1件	1.264	1.264	0.791	
	3,000㎡以下	1件	1.509	1.509	0.969	
	4,000㎡以下	1件	1.715	1.715	1.119	
	5,000㎡以下	1件	1.897	1.897	1.252	
	5,000㎡超	1,000㎡	0.141	0.141	0.103	
建物	床面積					
	50㎡以下	1件	0.136	0.136	0.087	
	100㎡以下	1件	0.176	0.176	0.112	
	200㎡以下	1件	0.232	0.232	0.149	
	300㎡以下	1件	0.275	0.275	0.177	
	400㎡以下	1件	0.312	0.312	0.201	
	600㎡以下	1件	0.372	0.372	0.240	
	800㎡以下	1件	0.424	0.424	0.274	
	1,000㎡以下	1件	0.469	0.469	0.304	

公共嘱託登記等業務委託積算要領 新旧対照表

令和3年版(令和3年9月)

改正案						現行					
	2,000㎡以下	1件	0.647	0.647	0.420						
	3,000㎡以下	1件	0.783	0.783	0.508						
	4,000㎡以下	1件	0.897	0.897	0.583						
	4,000㎡超	1,000㎡	0.088	0.088	0.057						
注：(1)面積測量の加減率について											
土地 地域区分、作業の難易度により、80%以内の加算又は50%以内を減算することができる。											
建物 区画数、作業の難易度により、80%以内の加算又は50%以内を減算することができる。											
(2)境界標設置	ア.境界点測設	1点	0.095	0.095	0.052						
	イ.境界標埋設										
	A.コンクリート杭	1点	0.093	0.093	0.093						
	B.金属標	1点	0.055	0.055	0.055						
	C.プラスチック杭	1点	0.037	0.037	0.037						
	D.刻印・紙	1点	0.027	0.027	0.027						
	ウ.引照点測量	1点	0.128	0.128	0.076						
注：(2)境界標設置の加減率について											
ア.地域区分により、50%以内の加算又は50%以内を減算することができる。											
イ.作業の難易度により、80%以内の加算又は50%以内を減算することができる。											
ウ.地域区分により、50%以内の加算又は50%以内を減算することができる。											
3.申請手続き業務											
種別	単位 (1件当たり)	土地家屋 調査士 (人)	補助者A (人)	補助者B (人)	備考						
土地表示	1筆 加算 1筆増すごと	0.224	0.208								
分筆	分筆後の土地2筆まで 加算 1筆増すごと	0.274	0.157								
地積の変更・更正	1筆 加算 1筆増すごと	0.224	0.157								
合筆	合筆前の土地2筆まで 加算 1筆増すごと	0.074	0.157		※理地調査費別途加算						
		0.012	0.012								

公共嘱託登記等業務委託積算要領 新旧対照表

令和3年版(令和3年9月)

改正案					現行	
地目の変更	1筆 加算 1筆増すごと	0.074	0.157		※現地調査費別途加算	
滅失	1筆 加算 1筆増すごと	0.074	0.157		※現地調査費別途加算	
所有者の更正	1筆 加算 1筆増すごと	0.074	0.157		※現地調査費別途加算	
所有者の表示変更・更正	1筆 加算 1筆増すごと	0.074	0.157			
建物表示	1棟1階 加算 附属建物1棟1階増すごとに 加算 1階増すごとに	0.249	0.157			
床面積の変更・更正	1棟1階 加算 附属建物1棟1階増すごとに 加算 1階増すごとに	0.249	0.157			
合併	合併後の建物1階2棟まで 加算 附属建物1棟1階増すごとに 加算 1階増すごとに	0.324	0.174			
分割・区分	分割・区分後の建物1階2棟(個)まで 加算 附属建物1棟1階増すごとに 加算 1階増すごとに 加算 1個1階(1棟1階)増すごとに	0.349	0.174			
表示の変更・更正 (図面添付不用のもの)	1棟 加算 附属建物1棟増すごとに	0.074	0.157		※現地調査費別途加算	

公共嘱託登記等業務委託積算要領 新旧対照表

令和3年版(令和3年9月)

改正案					現行				
減失	1棟	0.074	0.157		※現地調査費別途加算				
	加算 附属建物1棟増すごとに	0.012	0.012						
所有者の更正	1棟	0.074	0.157		※現地調査費別途加算				
	加算 附属建物1棟増すごとに	0.012	0.012						
所有者の表示変更・更正	1棟	0.074	0.157						
	加算 附属建物1棟増すごとに	0.012	0.012						
区分建物表示	初めの占有部分 1個1階	0.349	0.174		※敷地権 別途加算				
	加算 1個1階	0.236	0.057						
	加算 附属建物1棟1階増すごとに	0.087	0.012						
	加算 1階増すごとに	0.074	0.000						
合併	合併後の建物1階2棟まで	0.324	0.174		※敷地権 別途加算				
	加算 附属建物1棟1階増すごとに	0.087	0.012						
	加算 1階増すごとに	0.074	0.000						
	分割・区分	分割・区分後の建物1階2棟まで	0.349	0.174		※敷地権 別途加算			
	加算 附属建物1棟1階増すごとに	0.087	0.012						
	加算 1階増すごとに	0.074	0.000						
	加算 1個1階(1棟1階)増すごとに	0.200	0.036						
	敷地権表示(追加)・抹消	敷地権の土地1筆	0.100	0.174		※敷地権 別途加算			
	加算 附属建物1棟増すごとに	0.012	0.012						
	敷地権規約敷地分筆	分筆後の敷地権の土地2筆まで	0.100	0.174		※敷地権 別途加算			
	加算 附属建物1棟増すごとに	0.012	0.012						
	敷地権法定敷地分筆	分筆後の敷地権の土地2筆まで	0.200	0.174		※敷地権 別途加算			
	加算 附属建物1棟増すごとに	0.069	0.012						
	規約共用部分(団地共用部分)たる旨の登記	1個1階	0.100	0.174		※敷地権 別途加算			
	加算 附属建物1棟増すごとに	0.012	0.012						



公共嘱託登記等業務委託積算要領 新旧対照表

令和3年版（令和3年9月）

改正案					現行				
※現地調査費	1件		0.212	0.074					
※敷地権加算	敷地権を表示すべきもの 1申請書ごとに 加算		0.049	0.024					
	敷地権の目的たる土地1筆ごとに		0.012	0.012					
4. 書類の作成等									
種 別	単 位	土地家屋 調 査 士	補 助 者 A	補 助 者 B	備 考				
	(1件当たり)	(人)	(人)	(人)					
(1)書類の作成									
文案を要するもの	1通	0.081							
文案を要しないもの	1通	0.040							
(2)謄抄本交付申請									
手続き及び受領	1通		0.032						
(3)原本の複製	1通	0.004	0.024						
(4)調査報告書	1通	0.405							
5. 地役権図面の作成									
種 別	単 位	土地家屋 調 査 士	補 助 者 A	補 助 者 B	備 考				
	(1件当たり)	(人)	(人)	(人)					
地役権図面の作成	1筆	0.149							
加算									
1筆（面積調整・意向確認）		0.127	0.127						
加算									
1枚増すごと（図面作成2枚目以降）		0.049							
6. 筆界確認書等への署名・押印									
種 別	単 位	土地家屋 調 査 士	補 助 者 A	補 助 者 B	備 考				
	(1件当たり)	(人)	(人)	(人)					
筆界確認書等への署名・ 押印	1名	0.500							
注：筆界確認書等への署名・押印									
・1名とは利害関係人1名をいう。									
ただし、同居親族が共有の場合は1名とし、それ以外の共有者は各々1名とする。									
また、押印会等により集団で押印する場合は、半日程度毎に1名計上する。									
・押印を得られた利害関係人のみ計上する。									
7. 地図訂正業務									
種 別	単 位	土地家屋 調 査 士	補 助 者 A	補 助 者 B	備 考				
		(人)	(人)	(人)					

公共嘱託登記等業務委託積算要領 新旧対照表

令和3年版(令和3年9月)

改正案				現行	
(1)現地調査	1業務	0.500		1.000	
(2)登記簿等調査	1筆	0.016			
(3)地図の間覧謄写(公図)	1筆	0.016			
(4)図面の間覧謄写(地積測量図)	1筆	0.036			
(5)地図の解析	1筆	0.041			
(6)登記内容の解析	1筆	0.041			
(7)住民票調査	1箇所	0.500			
(8)相続調査	1件	0.500			
(9)承諾書徴収作業	①準備打合せ	1業務	1.500	1.500	
	②説明会資料作成	1回	1.000	1.000	
	③事前説明会	1回	0.500	1.000	
	④現地立会	1筆	0.050	0.100	
	⑤中間説明会	1回	0.500	1.000	
	⑥事後説明会	1回	0.500	1.000	
	⑦承諾書作成	1通 加算 1通ごと	0.081 0.004	0.024	
	⑧承諾書徴収	1名	0.500		
(10)申出書	1件	0.224	0.157		
	加算 1筆ごと	0.162	0.024		
(11)実地調査書	1件	0.081			
注：地図訂正業務	調査報告に伴う用紙類は受託者が調達する。				
(1)現地調査	1.調査業務(2)現地調査①事前調査を併せて発注する場合は、多額となるものを計上するものとする。				
(2)登記簿等調査	1.調査業務(1)資料調査により調査等を行ったものに追加して調査等を行ったものを計上するものとする。				
(3)地図の間覧謄写(公図)	1.調査業務(1)資料調査により調査等を行ったものに追加して調査等を行ったものを計上するものとする。				

# 公共嘱託登記等業務委託積算要領 新旧対照表

令和3年版（令和3年9月）

改 正 案	現 行																																																																																																							
<p>(4) 図面の閲覧謄写 (地積測量図)</p> <p>(7) 住民票調査</p> <p>(9) ③事前説明会</p> <p>(9) ④現地立会</p> <p>(9) ⑤中間説明会</p> <p>(9) ⑥事後説明会</p> <p>(9) ⑧承諾書徴収</p> <p>(10) 申出書</p> <p>【参考】</p> <p>3. 申請手続き業務の内訳（土地）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>細 別</th> <th>単 位 (1件あたり)</th> <th>土地家屋 調 査 士 ( 人 )</th> <th>補 助 者 A ( 人 )</th> <th>補 助 者 B ( 人 )</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">土地 表示</td> <td>申請手続き・図面等</td> <td>1筆</td> <td>0.224</td> <td>0.208</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>加算 1筆増すごと</td> <td>0.162</td> <td>0.074</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>申請手続き</td> <td>1筆</td> <td>0.074</td> <td>0.157</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>加算 1筆増すごと</td> <td>0.012</td> <td>0.024</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>所在図</td> <td>1筆</td> <td>0.000</td> <td>0.049</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>加算 1筆増すごと</td> <td>0.000</td> <td>0.049</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>地積測量図</td> <td>1筆</td> <td>0.149</td> <td>0.000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>加算 1筆増すごと</td> <td>0.149</td> <td>0.000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">分筆</td> <td>申請手続き・図面等</td> <td>分筆後の土地 2筆まで</td> <td>0.274</td> <td>0.157</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>加算 1筆増すごと</td> <td>0.074</td> <td>0.012</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>申請手続き</td> <td>分筆後の土地 2筆まで</td> <td>0.074</td> <td>0.157</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>加算 1筆増すごと</td> <td>0.024</td> <td>0.012</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>地積測量図</td> <td>分筆後の土地 2筆まで</td> <td>0.200</td> <td>0.000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>加算 1筆増すごと</td> <td>0.049</td> <td>0.000</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種 別	細 別	単 位 (1件あたり)	土地家屋 調 査 士 ( 人 )	補 助 者 A ( 人 )	補 助 者 B ( 人 )	備 考	土地 表示	申請手続き・図面等	1筆	0.224	0.208				加算 1筆増すごと	0.162	0.074				申請手続き	1筆	0.074	0.157					加算 1筆増すごと	0.012	0.024				所在図	1筆	0.000	0.049					加算 1筆増すごと	0.000	0.049				地積測量図	1筆	0.149	0.000					加算 1筆増すごと	0.149	0.000			分筆	申請手続き・図面等	分筆後の土地 2筆まで	0.274	0.157				加算 1筆増すごと	0.074	0.012				申請手続き	分筆後の土地 2筆まで	0.074	0.157					加算 1筆増すごと	0.024	0.012				地積測量図	分筆後の土地 2筆まで	0.200	0.000					加算 1筆増すごと	0.049	0.000			<p>1. 調査業務(1)資料調査により調査等を行ったものに追加して調査等を行ったものを計上するものと する。</p> <p>1箇所当たりとは、区・市町村役場1官公署当たりのことをいう。</p> <p>説明会開催の会場費は、委託者が負担する。</p> <p>・1. 調査業務(2)現地調査②筆界確認ア. 立会同行を併せて発注する場合は、現地立会を計上しな い。</p> <p>・立会同行後に地図訂正のため、追加的に立会を行う等の場合、現地立会を計上する。</p> <p>・立会謝金を支払う場合は、委託者が負担する。</p> <p>説明会開催の会場費は、委託者が負担する。</p> <p>説明会開催の会場費は、委託者が負担する。</p> <p>・1名とは利害関係人1名をいう。</p> <p>ただし、同居親族が共有の場合は1名とし、それ以外の共有者は各々1名とする。</p> <p>・押印を得られた利害関係人のみ計上する。</p> <p>登記官との打合せを含む。</p>
種 別	細 別	単 位 (1件あたり)	土地家屋 調 査 士 ( 人 )	補 助 者 A ( 人 )	補 助 者 B ( 人 )	備 考																																																																																																		
土地 表示	申請手続き・図面等	1筆	0.224	0.208																																																																																																				
		加算 1筆増すごと	0.162	0.074																																																																																																				
	申請手続き	1筆	0.074	0.157																																																																																																				
		加算 1筆増すごと	0.012	0.024																																																																																																				
	所在図	1筆	0.000	0.049																																																																																																				
		加算 1筆増すごと	0.000	0.049																																																																																																				
	地積測量図	1筆	0.149	0.000																																																																																																				
		加算 1筆増すごと	0.149	0.000																																																																																																				
分筆	申請手続き・図面等	分筆後の土地 2筆まで	0.274	0.157																																																																																																				
		加算 1筆増すごと	0.074	0.012																																																																																																				
	申請手続き	分筆後の土地 2筆まで	0.074	0.157																																																																																																				
		加算 1筆増すごと	0.024	0.012																																																																																																				
	地積測量図	分筆後の土地 2筆まで	0.200	0.000																																																																																																				
		加算 1筆増すごと	0.049	0.000																																																																																																				

公共嘱託登記等業務委託積算要領 新旧対照表

令和3年版（令和3年9月）

改正案						現行	
地種の変更・更正	申請手続き・図面等	1筆 加算	0.224	0.157			
	申請手続き・図面等	1筆増すごと	0.162	0.024			
	申請手続き	1筆 加算	0.074	0.157			
	申請手続き	1筆増すごと	0.012	0.024			
	地積測量図	1筆 加算	0.149	0.000			
	地積測量図	1筆増すごと	0.149	0.000			
合筆		合筆前の土地 2筆まで 加算	0.074	0.157		※現地調査費別途加算	
		1筆増すごと	0.012	0.012			
地目の変更		1筆 加算	0.074	0.157		※現地調査費別途加算	
		1筆増すごと	0.012	0.012			
滅失		1筆 加算	0.074	0.157		※現地調査費別途加算	
		1筆増すごと	0.012	0.012			
所有者の更正		1筆 加算	0.074	0.157		※現地調査費別途加算	
		1筆増すごと	0.012	0.012			
所有者の表示変更・ 更正		1筆 加算	0.074	0.157			
		1筆増すごと	0.012	0.012			

公共嘱託登記等業務委託積算要領 新旧対照表

令和3年版(令和3年9月)

改正案		現行	
別表2 公共嘱託登記(司法書士)委託歩掛			
1. 登記に関する申請手続き			
種別	発注単位	司法書士(人)	備考
(1)所有権保存	1件	0.180	
(2)相続	1件	0.420	
(3)所有権移転	1件	0.300	
(4)用益権・担保権の設定	1件	0.269	
(5)用益権・担保権の移転又は処分	1件	0.220	
(6)登記名義人の表示変更・更正	1件	0.100	
(7)抹消・変更・その他			
①所有権の登記	1件	0.240	
②所有権以外の登記	1件	0.120	
2. 書類の作成、その他			
種別	発注単位	司法書士(人)	備考
(1)文案を要するもの(民法第903条の特別受益証明書等)			
①正本	1枚	0.080	
②その他	1枚	0.009	
(2)文案を要しないもの(共同担保目録のみの作成)	1枚	0.020	
(3)謄抄本・登記事項証明書・登記要約書又は印鑑証明書の請求及び受領(委任状作成を含む)	1通	0.020	
(4)登記簿閲覧等(登記の申請手続の代理又は申請書類の作成若しくは申請行為代理に関する場合は除く)	1用紙	0.020	
3. 割増料・相談業務			
種別	発注単位	司法書士(人)	備考

公共嘱託登記等業務委託積算要領 新旧対照表

令和3年版（令和3年9月）

改正案				現行	
<b>(1)割増料Ⅰ</b>					
不動産の個数1個を超える分					
1個につき	1個	0.020			
<b>(2)割増料Ⅱ</b>					
区分建物所有権保存					
①敷地権の移転の登記の効力のあるもの				1件	0.160
②その他のもの				1件	0.060
<b>(3)割増料Ⅲ</b>					
区分建物の所有権移転で、敷地権の移転の効力のあるもの				1件	0.160
<b>(4)相談業務</b>					
1時間につき	1時間	0.060			